

平成 27 年
年 次 報 告 書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、本審査会設置の日である平成26年12月10日から平成28年1月31日までである。

「衆議院ホームページ」の「情報監視審査会」にて本資料の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm)

はじめに

衆議院情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するための常設の機関です。その任務は、特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うことです。さらに、他の委員会等が行った特定秘密の提出・提示要求に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査します。

特定秘密の保護に関する法律は、平成 26 年 12 月より施行され、昨年 6 月には内閣から前年中の状況を取りまとめた報告書が国会に提出されました。

当審査会では、昨年 7 月に上川国務大臣から説明を聴取するとともに、政府からの説明聴取及び質疑を重ね、委員等の活発な議論の下、特定秘密の保護に関する制度の運用を調査してまいりました。

この度、衆議院情報監視審査会規程第 22 条の規定に基づき、調査の経過及び結果についての報告書を取りまとめましたので、議長に対し提出する運びとなりました。

特定秘密保護制度の運用に関し、国民を代表してこれを監視するという当審査会の果たすべき役割は極めて重要なものがあります。

本報告書は、本年 1 月末までの当審査会の活動を対象としたものでありますが、制度運用の常時監視の観点から、引き続き当審査会が十全にその役割を果たし、国民から信頼される審査会となるよう努めてまいる所存であります。



衆議院情報監視審査会

会長 額賀福志郎

— 目 次 —

はじめに

第 1 情報監視審査会について

1 情報監視審査会の設置の経緯	1
2 情報監視審査会の設置の趣旨	4
3 情報監視審査会の概要	
(1) 情報監視審査会の構成	5
(2) 情報監視審査会の任務及び権限	5
(3) 情報監視審査会の保護措置	5

第 2 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する

衆議院情報監視審査会の意見（調査及び審査の結果）	7
1 政府に対する意見	8
2 1の意見の理由及び背景	10
3 今後の調査方針及び課題	14

第 3 調査及び審査の経過

1 調査及び審査の主な経過	
(1) 調査	16
(2) 審査	18
2 調査の方法	
(1) 政府からの説明聴取及び対政府質疑	19
(2) 特定秘密の提出・提示要求及び委員派遣	20
(3) 資料要求	21
3 調査の概要	
(1) 報告に関する政府からの説明聴取及び質疑	22
ア 上川国務大臣からの報告聴取	22
イ 内閣官房及び内閣府独立公文書管理監からの意見聴取及び質疑	22
(ア) 政府参考人からの説明聴取	23
a 内閣官房	23
b 内閣府独立公文書管理監	26
(イ) 主な質疑事項及び意見の概要	28

(2) 関係省庁からの説明聴取及び質疑	38
ア 国家安全保障会議	38
イ① 内閣官房（国家安全保障局関連）	43
イ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）	46
イ③ 内閣官房（内閣情報調査室関連）	48
ウ 警察庁	55
エ 総務省	66
オ 法務省	69
カ 公安調査庁	73
キ① 外務省（大臣官房）	80
キ② 外務省（国際情報統括官組織）	83
キ③ 外務省（北米局）	86
キ④ 外務省（アジア大洋州局）	90
キ⑤ 外務省（総合外交政策局）	96
キ⑥ 外務省（領事局）	98
キ⑦ 外務省（欧州局）	100
キ⑧ 外務省（IS（イスラム国）関係）	101
ク 経済産業省	103
ケ 海上保安庁	107
コ① 防衛省（防衛政策局）	113
コ② 防衛省（運用企画局）	120
コ③ 防衛省（経理装備局）	123
(3) 内閣衛星情報センターにおける説明聴取及び質疑	125

参考資料

1 国会法（抄）、衆議院規則（抄）、衆議院情報監視審査会規程、 特定秘密の保護に関する法律（抄）	129
2 上川国務大臣の報告（平成27年7月2日、衆議院情報監視審査会）	137
3 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する 報告」（平成27年6月22日閣議決定、国会報告）の概要	139
4 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理に ついて独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント （平成27年12月17日、内閣府独立公文書管理監）	144
5 活動経過一覧表	145
6 会長一覧、委員一覧	147

第1 情報監視審査会について

1 情報監視審査会の設置の経緯

平成25年10月25日、第185回国会に内閣から提出された「特定秘密の保護に関する法律案」は、衆議院及び参議院における審議を経て、平成25年12月6日に成立した。「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）は、衆議院における審議の過程において、12項目にわたる修正がなされた。そのうち、国会との関係では、①国会に対して特定秘密を提供する場合には、国会において保護措置を定めるものとする（特定秘密保護法第10条関係）、②特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（特定秘密保護法附則第10条関係）とされた¹。

上記の修正を受け、特定秘密保護法成立後の平成26年1月に衆議院が行ったドイツ、英国、米国3か国の調査結果を参考にしつつ、各党内で国会における特定秘密の保護に関する方策についての検討が開始された。その結果、第186回国会の同年5月30日、自由民主党及び公明党から、衆議院及び参議院両院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めること等を内容とする「国会法等の一部を改正する法律案」（以下「国会法等改正案」という。）、「衆議院規則の一部を改正する規則案」（以下「衆議院規則一部改正案」という。）及び「衆議院情報監視審査会規程案」が提出された。

3案は、平成26年6月12日、衆議院議院運営委員会において可決（衆議院規則一部改正案及び衆議院情報監視審査会規程案は修正）され、翌13日の衆議院本会議で可決された。その後、参議院においても、同月17日に自由民主党及び公明党から「参議院規則の一部を改正する規則案」及び「参議院情報監視審査会規程案」の2案が提出され、衆議院から送付された国会法等改正案とともに、同月20日に参議院議院運営委員会、参議院本会議において3案ともに可決、成立した。

その後、特定秘密保護法の施行日である平成26年12月10日にこれら国会法等の一部を改正する法律等が施行され、国会法第102条の13の規定に基づ

¹ これに関し、平成25年11月26日の衆議院国家安全保障に関する特別委員会において、畠中光成委員が国会での特定秘密の保護に関する方策について質疑したのに対し、修正案提出者である大口善徳委員は、「特定秘密を取り扱う関係行政機関のあり方及び特定秘密の運用の状況等について審議し、及び、これを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置全般について、早急に検討を加え、本法施行までに結論を得るようにしてまいりたい」と答弁している（第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第19号12頁）。

き両院に情報監視審査会が設けられた。

平成 27 年 1 月 26 日、第 189 回国会が召集された。同年 2 月 26 日、衆議院本会議において、8 名の情報監視審査会委員が選任された。同年 3 月 30 日、衆議院情報監視審査会規程第 4 条の規定に基づき委員は特定秘密等を漏らさないことを誓う旨の宣言を行った後、会長の互選が行われ、額賀福志郎君が初代会長に選出された。



委員宣誓（平成 27 年 3 月 30 日）

特定秘密保護法 関連

衆議院

- 平成25年10月25日 第185回国会に内閣が特定秘密保護法案を提出
11月 7日 本会議 趣旨説明及び質疑
同日 国家安全保障に関する特別委員会に付託（委員会12回、地方公聴会1回）
25日 特定秘密保護法案に対する修正案（自民、維新、公明、みんなの4会派共同提案）が提出され、提案理由説明聴取
26日 委員会にて採決（修正議決）（賛成会派：自民、公明、みんな 反対会派：共産）
同日 本会議にて採決（修正議決）（賛成会派：自民、公明、みんな 反対会派：民主、共産、生活、社民）

参議院

- 11月27日 本会議 趣旨説明及び質疑
28日 国家安全保障に関する特別委員会に付託
12月 4日 安倍総理が委員会において、①情報保全諮問会議（仮称）、②保全監視委員会（仮称）、③独立公文書管理監（仮称）の新設を表明
5日 **4党合意（自民、公明、維新、みんな）**
※「特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用の状況等について審議し及びこれを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと」が盛り込まれた。（下参照）
同日 菅官房長官が委員会において、内閣府に情報保全監視室（仮称）の設置の方針を示す
同日 委員会にて採決（可決）
6日 本会議にて採決（可決・成立）

特定秘密保護法（法律第108号）公布（平成25年12月13日）

※施行令等、統一的な運用基準 平成26年10月14日閣議決定
平成26年12月10日施行（特定秘密の取扱者の制限等に係る部分は平成27年12月1日）

情報監視審査会 関連

特定秘密保護法附則第10条

第10条 …(略)…特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4党合意（平成25年12月5日）

5. 政府から特定秘密の提供を受ける場合における国会での特定秘密の保護に関する方策についての附則10条の規定に基づく検討に当たっては、特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用の状況等について審議し及びこれを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置全般について早急に検討を加え、本法施行までに結論を得るものとする。

- 特定秘密保護法成立後、自民党PT、公明党PTで検討開始
- 平成26年4月16日 与党PT初会合
5月19日 与党PT 与党案とりまとめ

第186回国会

- 平成26年5月30日 国会法等一部改正案（自民、公明）提出（衆参両院にそれぞれ情報監視審査会を設置）
6月 5日 衆議院規則一部改正案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民、公明）提出
6月10～12日 衆・議運委員会で審議、12日可決（規則及び規程は修正）
6月13日 衆・本会議で可決
6月19、20日 参・議運委員会で審議、20日可決
6月20日 参・本会議で可決・成立

第186回国会閉会以降

- 第187回国会閉会中
平成26年12月10日 情報監視審査会が、国会法第102条の13の規定に基づき各院に設置
第189回国会
平成27年 2月26日 本会議において委員選任
3月30日 衆議院情報監視審査会規程に基づき委員は特定秘密等を漏らさないことを誓う旨の宣誓を行った後、会長の互選を実施

2 情報監視審査会の設置の趣旨

特定秘密保護法附則第 10 条の規定に基づく検討を踏まえ、国会法等の一部を改正する法律等により、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護の方策が定められたが、その方策の中核として情報監視審査会が設置された。

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求（提示要求を含む、以下同じ。）に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関である。

情報監視審査会における「調査」と「審査」

調査(常時監視)

(国会法第102条の15、第102条の16)

⇒特定秘密に係る行政運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査

- 調査のため、毎年、特定秘密保護法第19条の規定による政府からの報告を受ける
- 政府に対し、特定秘密の提出・提示要求を行い、提出・提示された特定秘密を基に調査する
- 調査の結果、必要があると認めるときは、政府に対し、特定秘密に係る行政運用について改善すべき旨の勧告ができ、その結果取られた措置についての報告を求めることができる

審査

(国会法第102条の17)

⇒委員会等からの特定秘密の提出・提示の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査

- 委員会等からの特定秘密の提出・提示要求に応じない行政機関の長の対応について、委員会等からの審査要請等に応じ、審査を行う
- 政府に対し、特定秘密の提出・提示要求を行い、提出・提示された特定秘密を基に審査を行う
- 審査の結果、必要があると認めるときは、政府に対し、委員会等への特定秘密の提出・提示を勧告することができる

3 情報監視審査会の概要

(1) 情報監視審査会の構成（委員 8 名、平成 28 年 1 月 31 日現在）

会 長	額 賀 福志郎 君	（自由民主党）
	岩 屋 毅 君	（自由民主党）
	平 沢 勝 栄 君	（自由民主党）
	松 本 純 君	（自由民主党）
	大 塚 高 司 君	（自由民主党）
	後 藤 祐 一 君	（民主・維新・無所属クラブ）
	井 出 庸 生 君	（民主・維新・無所属クラブ）
	漆 原 良 夫 君	（公明党）

(2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会の任務及び権限は、①行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすること、②委員会等からの特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を審査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、委員会等へ報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることの 2 つである。①の勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

また、情報監視審査会から調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、行政機関の長はその求めに応じなければならない。

なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、情報監視審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

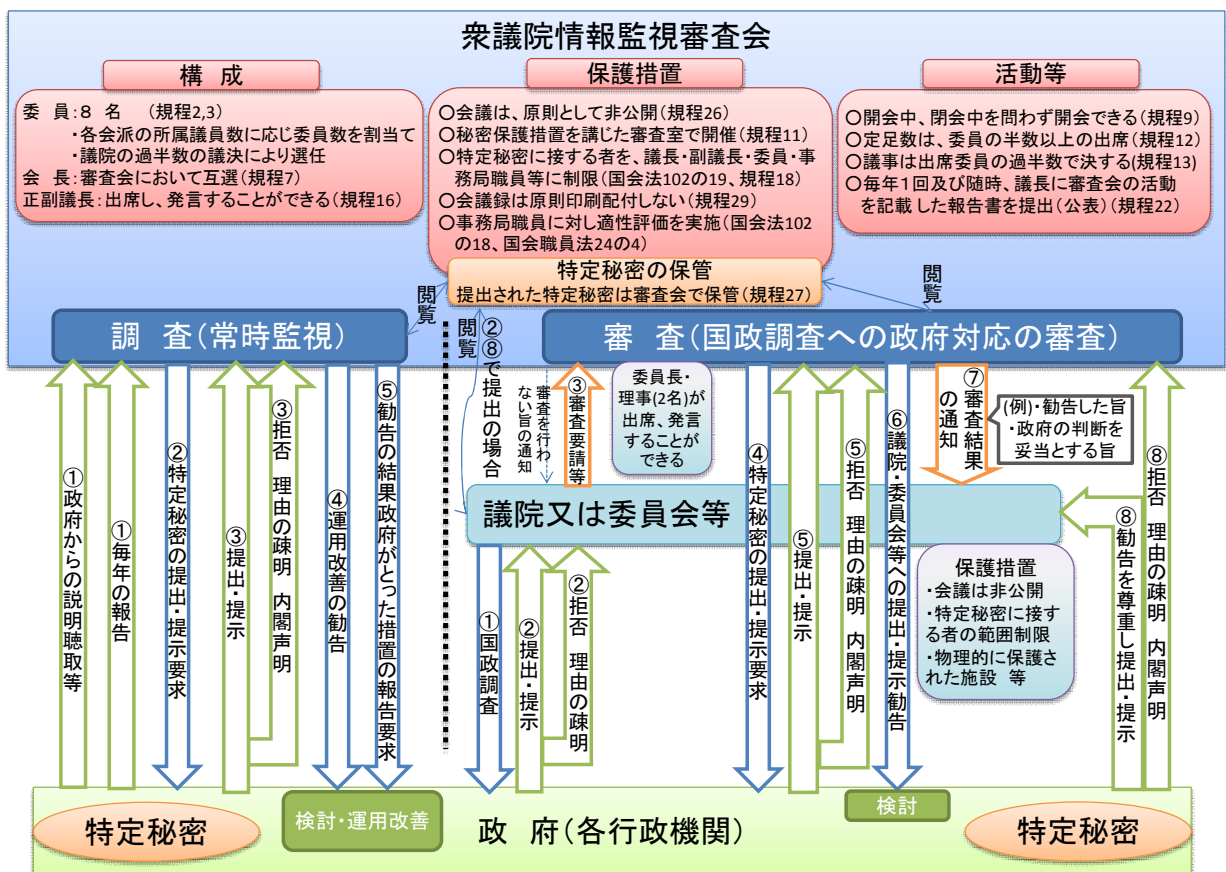
(3) 情報監視審査会の保護措置

情報監視審査会に提出された特定秘密の漏えい防止のため、国会法、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）等により、以下のとおり様々な保護措置が講じられている。

- ・本会議の議決による委員の選任（審査会規程第 3 条）
- ・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第 4 条）

- ・ 特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告（審査会規程第 31 条）
- ・ 保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（審査会規程第 11 条）
- ・ 会議の原則非公開（審査会規程第 26 条）
- ・ 会議録の原則非公開（原則印刷・配付せず）（審査会規程第 29 条）
- ・ 会議録の閲覧制限（審査会規程第 30 条）
- ・ 特定秘密の保管（審査会規程第 27 条）
- ・ 特定秘密の閲覧制限（審査会規程第 28 条）
- ・ 情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第 102 条の 18、国会職員法第 24 条の 4、第 24 条の 5）
- ・ 情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第 102 条の 19、議院証言法第 5 条の 4）

なお、政府が特定秘密の提出を適切に行うよう、情報監視審査会として、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



第2 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する衆議院情報監視審査会の意見（調査及び審査の結果）

情報監視審査会では、特定秘密の提示の要求を含む数次にわたる調査を行い、そこで真摯な議論を重ねた。

特定秘密は、「我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。）に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるもの」であり、その秘匿の必要性は理解しつつも、当審査会が、特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視し、特定秘密を含む不開示情報の提供を受けられることができるとする権能に鑑みれば、その責任は極めて重いものとする。政府においては、当審査会並びに立法府に対する説明責任の履行について、一層の改善を図ることを強く求める。

その上で、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として適当と判断したものを、委員間で協議した上で整理し、審査会として合意した事項について以下に記載した。政府においては当審査会の意見について、真摯に対応すべきである。

当審査会は、政府に対する特定秘密保護制度に係る運用改善勧告権を有しているところであり²、今回の報告書においては意見にとどめるものの、今後の政府の対応では、勧告の対象とすることもあり得る。

² 国会法第102条の16において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

1 政府に対する意見

(1) 特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるように、政府として総点検を行い、早急に改めること。

その上で、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に関し、各行政機関の間でばらつきが出ないように、横断的な事項について政府としてある程度統一した方針を策定し、公表すること。

(2) 特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出すること。文書等の名称からその内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明すること。

内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること。

(3) 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。

また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。

(4) 政府においては、当審査会への説明に際し、特定秘密以外の秘密等不開示情報の解除など事前に十分な準備を行ってから審査会に出席し、答弁す

ること。特に、国会に対する説明責任と審査会に対する情報提供の在り方について改めて検討すること。

(5) 特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分とされている部分を除き、各行政機関の長が積極的に公表すること及び内閣情報調査室は、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数とともに総括的な閲覧を可能とすることについて検討を行うこと。また、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれの相違点を明確に答弁すること。

(6) 内閣府独立公文書管理監の活動・機能等について当審査会として重大な関心を持っていることから、審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討すること。

2 1の意見の理由及び背景

(1) 各行政機関が特定秘密を指定する際に、各特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）の幅の広さと記述内容の具体性の欠如に関し、外務省などは、1部局の保持する文書のうち特定秘密の指定の3要件等の定義に該当するものがほぼ全て含まれるようなものが存在している。

特定秘密として指定されるものは情報であり³、特定の文書等ではないことは理解できるものの、特定秘密の指定が適正に行われているかどうかを当審査会において監視するためには、どのような特定秘密が指定され、当該特定秘密が含まれる文書等がどのようなものであるかがある程度想起されなければ、特定秘密の指定の適正性を審査することは極めて困難であり、不適切である。また、特定秘密指定書は、政府において特定秘密の検証及び監察を行う内閣府独立公文書管理監においても特定秘密の指定の適正性を判断するためにも重要な書面であると考えているところである。

そのため、特定秘密指定書の内容を示す名称は、特定秘密として取り扱われる個別の文書等の範囲が限定的であり、かつ、特定秘密が記載された文書等が具体的にどのような内容であるかがある程度想起される記述に改めることが必要と考えるので、政府として特定秘密指定書の記載内容について総点検を行い、早急に改めるべきである。

一方、内閣官房の答弁においては、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に関し、情報収集衛星、人的情報源、外国との情報協力の3類型について、内閣情報調査室の指定書案を各省庁に示してあり、各省庁における平準化は図られているものと考えているとの見解が示されている。

当審査会としては、現状において各省庁の特定秘密の内容を示す名称の付け方が平準化しているとは認められないため、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）に定めるものより詳細な方針として、例えば、情報収集衛星の画像データ等のように年ごとに指定する、詳細な項目ごとに指定する、分野ごとに指定するといった具体的な指定の方針について、特定秘密の内容を示す名称の付け方により特定秘密の内容が推知されないよう工夫しつつ、現在のように特定秘密の指定を行う指定省庁の個別の判断に

³ 特定秘密保護法第3条第1項において、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であることを特定秘密として指定するものとされている。

委ね、ばらつきが出ることはないよう、各省庁横断的な事項については政府としてある程度統一した方針の策定が必要と考える。なお、方針を策定した場合は、広く公表すべきである。

(2) 行政機関別の特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、国会報告に掲載されているが、それをもって、年ごとの増減の理由等を検証することは困難である。

ある特定の特定秘密が記録された行政文書が大量に増加していないか、または、廃棄されていないかを監視するために、特定秘密ごとの行政文書件数及びその推移を把握することは、適正な制度の運用を監視する上で最低限の指標と成り得るものとする。それとともに、当審査会が特定秘密の運用状況を調査するに当たり、特定秘密として指定されている情報について知るために、特定秘密が記録された行政文書の内容を適切に示す名称を知ることが必要である。

そのため、特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出することを要請する。その際、文書等の名称からその内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明することを要請する。

その上で、内閣府独立公文書管理監は、「平成 26 年中に指定された特定秘密について検証・監察を行った結果、これら全てについて、適正に行われていると認められ、行政機関の長に対し、是正を求めるべき事案はなかった」（平成 27 年 12 月 17 日内閣府独立公文書管理監報告）としているが、特定秘密文書等管理簿の提出など特定秘密を含む文書等の名称を見ることなくして、特定秘密の指定が適正と判断することは困難と思われる。独立公文書管理監は、行政機関に、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めるように検討すべきである。併せて、これらの経過につき当審査会に報告することについて検討することを求める。

(3) 特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がある。

そのため、特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることを原則とし、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の保存期間満了前に当該特定秘密を含む文

書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監がチェックするような制度を検討することが必要と考える。特定秘密を含む文書等を廃棄する行政機関は、独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討することを求める。

また、廃棄が適正に行われていることを確認するために、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の保存期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告することを要請する。

(4) 情報監視審査会において、特定秘密そのものではない事項についても、政府は「答弁を差し控える」旨の答弁をすることが多かった。情報が開示されないと審査会の任務である特定秘密の指定が適正かどうかの調査ができないとの発言が委員からなされているところである。政府の答弁者が、事前に特定秘密以外の秘密等不開示情報の必要な解除手続を踏んでいないなどの事情を考慮しなければならない場合はあると思われるが、当審査会が様々な特定秘密の保護措置を講じていることに鑑み、当審査会における答弁に当たっては、しかるべき事前の準備を行い、当審査会に出席するよう要請する。

同様の観点から、額賀福志郎会長から、審査会は特定秘密に関する国民と行政との接点にあるとの観点から、国益と国民の利益をよく勘案し、より良い方向性を作っていくように関係者が努力する必要がある旨の指摘が幾度もされているところである。

また、委員間の申合せにより、特定秘密のみならず特定秘密以外の秘密等不開示情報についても、委員が情報を漏えいした場合に懲罰対象とする等の議員の身分に係る厳格な守秘義務を課している。

このようなことから、特定秘密の開示を要求することがあることに鑑み、政府においては、特に、国会に対する説明責任と審査会に対する情報提供の在り方について改めて検討すべきである。

(5) 特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容については、既に、情報公開法の規定等に基づき、不開示部分を除き公開しているものもあるところである。

特定秘密保護制度に対する国民の懸念を払拭するためにも、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分とされている部分を除き、各行政機関の長が積極的に公表するとともに、特定秘密保護制度を所管する内

閣情報調査室は、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数と総括的な閲覧を可能とすることについて検討するべきである。

なお、当審査会においては、本調査に当たり、特定秘密の政府内及び各省庁内における共有の在り方についても関心事項としており、また、特定秘密の指定・解除については、特定秘密指定管理簿を基にして省庁横断的に監視していることに鑑み、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれの相違点を明確に答弁されることを望むものである。

(6) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法の本則により位置付けられたものではなく⁴、運用基準に基づき、政府部内において制度運用の検証・監察を行うこととされているが、独立公文書管理監の活動を当審査会が監視することができるか、また、当審査会にどこまで報告を求めるべきなのかといった、独立公文書管理監と当審査会との関係は曖昧なものとなっている。独立公文書管理監が内閣総理大臣に報告するのみならず、当審査会に活動状況を定期的に報告することが必要と考える。独立公文書管理監の特定秘密に関する検証・監察が適正に行われているかは、当審査会の重大な関心事項でもあることから、運用基準の改正等を検討すべきである。

⁴ 特定秘密保護法附則第9条において、政府は、特定秘密の指定・解除について、独立した公正な立場において検証し、及び監察することができる新たな機関の設置等について検討することとされた。本条に基づき、内閣府本府組織令等の改正により、独立公文書管理監が設置され、その活動内容は、運用基準（閣議決定）に定められている。

3 今後の調査方針及び課題

本報告書の対象期間中、調査を進め、特定秘密の提示を求めたが、これにより得られた様々な問題点について、調査を続行する必要があると考える。また、昨年12月に公表された内閣府独立公文書管理監の総理報告、同月に特定秘密保護法の適性評価に係る部分が施行されたことに伴い、その実施状況等についても審査会で議論を進めていく必要がある。さらに、本報告書及び当審査会の活動について有識者の意見を聴取する場を設け、今後の調査方針や来年度の報告書作成などの参考とする。

今後は、国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示に関し、その在り方について引き続き検討を重ねていく必要があり、それ以外の課題についても、以下の調査方針（工程表）に基づき、必要があれば特定秘密の提出・提示を求め、調査を進めることとする。調査の結果については、年次報告書とは別に特定課題についての調査結果報告書を作成するなど、必要に応じ適時適切な形で公表することも検討する。

その際、指定省庁からの特定秘密の概要やその指定理由の聴取を行うだけでなく、各省庁が保有する特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）などの提出を受けることとし、これを端緒に、具体的な特定秘密の開示を要求した上で審査会等の場で直接確認するなど、指定の適正性を確認するために具体的な調査を行う必要がある〔意見（2）関連〕。

当審査会は特定秘密の指定の適正性を審査する役割を担っているが、これには2つの側面からのチェックが必要であると考ええる。

一つは、本来国民に開示されるべき情報が省庁による恣意的な運用により特定秘密に指定され、隠蔽されていないかチェックすることである。

もう一つは、本来、特定秘密に指定すべき情報を極秘や秘に指定するなど省庁が適切に指定しないことについてチェックすることである。情報が、特定秘密に指定されていれば、情報監視審査会においてチェックすることができるが、指定されていない場合には、当該情報の存在自体が外部からは容易に窺い知れず、誰もチェックができないこととなり、特定秘密を超える、又は同等の秘密について適切な保護措置が講じられていないという状況になりかねない。

今後はこのような観点からも調査を進めていく必要がある。

今後の調査方針（工程表）

	平成28年1月	3月	12月
全体の動き (特定秘密の提出・提示)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定秘密指定管理簿の受領、② 補足資料受領、③ 特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数、その名称【意見(2)(3)】
特定秘密を含む不開示情報の提出・提示			<ul style="list-style-type: none"> ■ 内閣衛星情報センター（済） ■ 衛星センター補充質疑 ■ 画像情報の各省間での取扱いの透明性（インテリジェンスコミュニティ内の情報のやり取りの把握）【意見(5)】 ⇒ ex：経産省での画像情報管理等 ■ 外務省（予定）【意見(1)】 一 特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て/報道による非公開性の問題等）
独立公文書管理監			<ul style="list-style-type: none"> ■ 報告について <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定秘密文書等の名称に係る審査報告【意見(2)】 ■ 特定秘密文書等の廃棄に係る審査報告【意見(3)】 ■ 定期的な活動状況報告【意見(6)】
適性評価			<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑
年次報告書の作成		<ul style="list-style-type: none"> ■ 報告書決議 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ■ 有識者等からのレビュー（参考人質疑） ⇒ ■ 次年度報告書へ反映 ■ 随時報告書について論議
主な課題 (特定秘密の提出・提示)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別省庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家安全保障会議（NSC）等 ・ 海上保安庁 ・ 防衛省 ■ 省庁共通の関心事項のさらなる深掘り <ul style="list-style-type: none"> 一 外国との情報協力関係の取扱い 一 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源の情報収集以外の情報収集

※ 上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

第3 調査及び審査の経過

1 調査及び審査の主な経過

(1) 調査

本報告書が対象とする期間中、審査会を9回開催し、うち7回において、政府からの説明聴取及び対政府質疑を行った。

また、特定秘密の提示を要求するとともに委員派遣を実施し、内閣衛星情報センターにおいて、同センターが情報収集衛星により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報の提示を受けた。

その主な経過は次のとおりである。

国会 回次	年月日 (審査会回次)	調査に関する主な経過等
第 百 八 十 九 回 国 会	27. 6. 22	国会法第102条の14に基づき、内閣から報告書（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）を受領した。
	7. 2 (第3回)	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について上川国務大臣から説明を聴取した。 委員外出席者 議長 大島理森君 副議長 川端達夫君 国務大臣 上川陽子君
	8. 19 (第4回)	1 特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 委員外出席者 議長 大島理森君 副議長 川端達夫君 内閣府副大臣 葉梨康弘君 政府参考人：内閣官房及び内閣府独立公文書管理監

国会 回次	年月日 (審査会回次)	調査に関する主な経過等
第 百 八 十 九 回 国 会	8. 24 (第 5 回)	警察庁、法務省、公安調査庁及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：警察庁、法務省、公安調査庁及び外務省
	8. 27 (第 6 回)	総務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：総務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省
	9. 25 (第 7 回)	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：内閣官房、内閣府独立公文書管理監、警察庁、公安調査庁及び外務省
	11. 19 (第 8 回)	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：内閣官房、法務省、海上保安庁及び防衛省
第 百 九 十 回 国 会	28. 1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.1 まで）
	1. 20 (第 1 回)	1 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 2 特定秘密の提示を要求する決議を行った。 3 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：内閣府独立公文書管理監及び法務省

国会 回次	年月日 (審査会回次)	調査に関する主な経過等
第 百 九 十 回 国 会	1.25 (委員派遣)	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員派遣を実施した。詳細は、2(2)参照。

(2) 審査

本報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の申出はなかった。

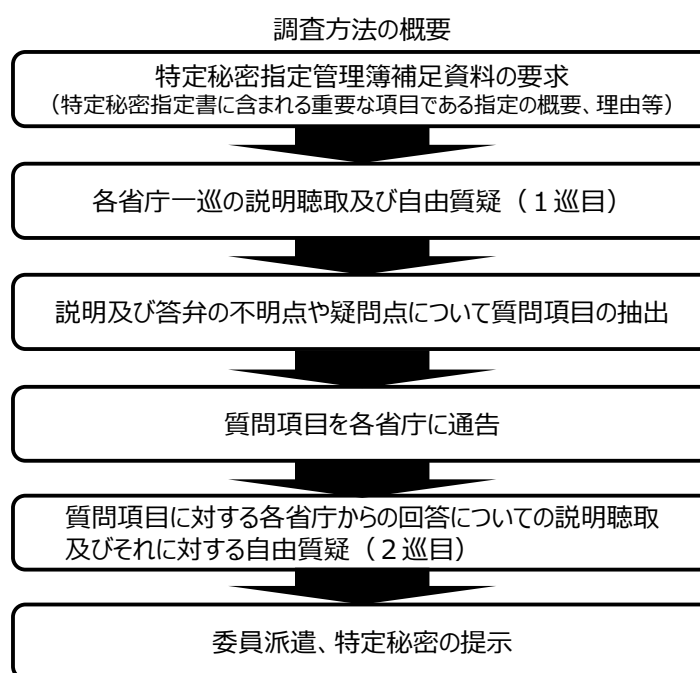
2 調査の方法

(1) 政府からの説明聴取及び対政府質疑

平成26年中に指定された特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況については、政府から、平成27年6月22日に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告⁵」がなされ（以下「国会報告」という。）、その際、情報監視審査会には、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）に基づき特定秘密指定管理簿が添付されて提出された。

調査の方法として、まず、上川国務大臣から国会報告について説明聴取を行った⁶。その後、調査における第1巡として、内閣情報調査室及び内閣府独立公文書管理監から、特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について説明を聴取するとともに、政府に対し資料要求を行い、提出された特定秘密指定管理簿補足資料（以下「補足資料」という。2（3）参照）に基づいて、平成26年中に特定秘密を指定した10の行政機関から、特定秘密ごとにその内容や指定の在り方について審査会で説明を聴取し、その場で委員からの自由質疑を行った。

第1巡の説明及び自由質疑の後にさらなる不明点をたやすため、対象省庁を絞り込み、質問項目を事前に審査会として精査し、担当省庁に対し通告を行った上で、第2巡として、当該省庁からまず通告した質問項目について説明（回答）を聴取した後、さらに委員からの自由質疑を行い、議論を深めていくという手順で調査を行った。



⁵ 参考資料3（139頁）

⁶ 参考資料2（137頁）

(2) 特定秘密の提出・提示要求及び委員派遣

本報告書が対象とする期間中、以下のとおり委員派遣を行うとともに、特定秘密の提示を受けた。

国会 回次	年月日 (審査会回次)	提供を受けた特定秘密の概要等
第 百 九 十 回 国 会	28. 1.20 (第1回)	<p>国会法第102条の15に基づき、安倍内閣総理大臣に対して、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件の調査に関し、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行った。</p> <p>併せて、東京都への委員派遣の決議を行った。</p>
	1.25 (委員派遣)	<p>行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員派遣を実施した。</p> <p>派遣先において、内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報について提示を受けた。</p> <p>参加委員 会長 額 賀 福志郎君(自 民) 岩 屋 毅君(自 民) 平 沢 勝 栄君(自 民) 松 本 純君(自 民) 大 塚 高 司君(自 民) 後 藤 祐 一君(民維ク) 井 出 庸 生君(民維ク) 漆 原 良 夫君(公 明)</p>

(3) 資料要求

当審査会としては、受領した国会報告と特定秘密指定管理簿のみでは、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査を進めていくことは難しいとの判断から、特定秘密を指定した10の行政機関に対し、補足資料として、以下の項目に係る資料の事前提出を要求し、それに基づいて各省庁から説明を聴取することとした。

特定秘密指定管理簿の補足資料 項目

＝省庁が特定秘密を指定する際の決裁用に作成する内部文書に「特定秘密指定書」(以下「指定書」という。)があるが、指定書のうち特定秘密指定管理簿に記載されている項目を除き、さらに適性評価の実施状況など審査会の関心事項を追加したもの

【特定秘密の項目ごと】

- ① 指定した特定秘密の具体的な内容(特定秘密指定管理簿より詳細な内容)
- ② 特定秘密の指定が必要と判断した理由(3要件)
 - ・ 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当すると判断した理由
 - ・ 公になっていないことと判断した理由
 - ・ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であると判断した理由
- ③ 運用基準Ⅱ3(4)に規定する指定を解除すべき条件の設定状況
- ④ 当該特定秘密の管理体制の概要(人的・物的保護状況)
- ⑤ 「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる(黒塗りされている)場合は、その判断となった理由
- ⑥ 指定の有効期間の決定理由(短くした場合のデメリット)、有効期間経過後の更新の見込み

【省庁ごと】

- ⑦ 特定秘密管理者の指定理由、特定秘密の取扱いの業務を行う部署名、実際の管理体制
- ⑧ 特定秘密の業務を行うことができる各行政機関の職員の数、適合事業者の従業員の数
- ⑨ 特定秘密指定管理簿の指定の整理番号の付け方のルール

3 調査の概要

(1) 報告に関する政府からの説明聴取及び質疑

ア 上川国務大臣からの報告聴取

平成 27 年 6 月 22 日、国会法第 102 条の 14 に基づき、内閣から国会報告（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）を受領した。平成 27 年 7 月 2 日、上川国務大臣から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告の説明を聴取した。



上川国務大臣からの報告聴取

イ 内閣官房及び内閣府独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑

平成 27 年 8 月 19 日、9 月 25 日及び平成 28 年 1 月 20 日⁷、特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。なお、平成 27 年 8 月 19 日の調査においては、大島理森議長、川端達夫副議長及び葉梨康弘内閣府副大臣の出席を得た。

⁷ 平成 28 年 1 月 20 日の調査は、内閣府独立公文書管理監及び法務省に対するものであり、内閣官房は対象ではない。

(ア) 政府参考人からの説明聴取

a 内閣官房

政府参考人から特定秘密保護法第 19 条の規定に基づく国会報告の概要等について説明聴取した。その概要は以下のとおりである。

(a) 国会報告

- 特定秘密保護法第 19 条において、政府は毎年、特定秘密の指定及びその解除等の実施状況について国会に報告し、公表することとされている。なお、報告、公表に当たっては、有識者（情報保全諮問会議委員⁸）の意見を付することとされている。
- 今回の報告対象期間は法施行日（平成 26 年 12 月 10 日）から平成 26 年末までとなっている。
- 国会報告の対象項目は閣議決定された運用基準 V 5（1）ア（ア）～（シ）に規定され、特定秘密の指定件数、有効期間の延長の件数、指定の解除の件数、特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等の移管、廃棄の件数などを国会に報告するものとされている。

(b) 特定秘密の指定

- 特定秘密の指定は、特定秘密保護法第 3 条第 1 項に基づき、指定主体は行政機関の長であること、特定秘密の指定の要件は、①別表該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性の 3 要件に該当する必要がある。①の別表該当性は、運用基準でさらに限定、細分化した細目を定めている。また、指定主体である行政機関の長は、特定秘密保護法施行令で、62 ある行政機関のうち、19 機関⁹に限定されている。
- 各行政機関の長による特定秘密の指定は、大臣等の決裁により行われる。指定の基になる特定秘密指定書（以下「指定書」という。）に、対象情報、指定の整理番号、

⁸ 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）の適正な運用のため、内閣総理大臣が外部の有識者の意見を聴く場として情報保全諮問会議（座長：渡辺恒雄読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆）が開催された。

⁹ 平成 27 年 10 月 1 日、防衛装備庁が追加され 20 省庁となった。

- 該当する運用基準に記載の法別表の事項の細目の記号、指定の理由など当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲が記載され、決裁される。
- 運用基準では、この対象情報や指定の理由の記述により、特定秘密の指定の範囲、指定の要件該当性を明確にさせることを求めている。
 - 特定秘密が指定されると、適切に管理するため整理番号、指定の年月日、指定した対象情報の概要など、指定書のポイントを一覧表の形で、帳簿（特定秘密指定管理簿）に記載している。
 - 特定秘密の指定が行われると特定秘密を記録した文書は赤字で特定秘密のスタンプ表示がなされる。情報の性質上、物理的に表示できない場合などは、特定秘密の指定があったことを関係者に通知するものとされている。

(c) 特定秘密の指定と個別文書との関係

- 特定秘密とすべき情報を入手し、文書作成後、これを特定秘密に指定することも可能であるが、この場合には、情報を入手してから指定の決裁を受けるまでの間の秘密保全について問題がある。そのため、多くの場合、機密情報を入手することが事前にわかるため、あらかじめ対象情報を特定し、指定している。例えば、情報収集衛星による衛星画像の平成27年分については、平成27年1月1日から特定秘密として指定するという決裁を平成26年中に受けている。
- 1件の特定秘密の指定により、該当する特定秘密を入手して文書を作成し、その文書を加工して別の報告書を作るたび特定秘密文書が増えていくことになる。そのため、特定秘密の指定件数は変わらない場合でも、特定秘密文書の件数は多くなっていくことがある。

(d) 政府全体の指定状況

10 の行政機関で、指定件数は全体で 382 件あり、法律の別表の事項及び運用基準の細目のどれに該当しているかなどを含めて情報を整理し、国会報告が行われた。

(e) 政府全体の適性評価の実施状況

適性評価を実施した件数は 0 件、評価対象者が調査に同意しなかった件数、適性評価についての苦情の件数、いずれも 0 件である¹⁰。

(f) 情報保全諮問会議の意見

平成 27 年 5 月 18 日の情報保全諮問会議の意見に対し、どのように対応するかは今後関係省庁とともに検討を進めていくものとしている。諮問会議における意見のうち、今国会報告までに事実関係等が確認できたものについては報告書の脚注¹¹に記載した。

¹⁰ 平成 27 年 8 月 19 日時点の答弁

¹¹ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）
10 頁及び 11 頁参照

b 内閣府独立公文書管理監

政府参考人から検証、監察に関する概要について説明聴取した。その概要は以下のとおりである。なお、平成 28 年 1 月 20 日、内閣府独立公文書管理監から会議録中特に秘密を要するものとの決議対象であった部分について、今般開示対象とするとの申出があった件について説明を聴取し、質疑を行った。

(a) 組織

内閣府独立公文書管理監は、政令である内閣府本府組織令により、特定秘密保護法の施行日である平成 26 年 12 月 10 日に内閣府に設置された。同日、内閣府訓令により、情報保全監察室（定員 20 人）も併せて設置され、室長である独立公文書管理監の下、19 名の室員が担当省庁と役割を分担しつつ、検証、監察の事務に従事している。

(b) 設置の経緯

特定秘密保護法附則第 9 条に、政府は独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及び解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、所要の措置を講ずる旨規定され、この検討に基づき、独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置された。

(c) 任務

運用基準において特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が法令や運用基準に従って適正に行われることを確保するための検証・監察とされている。

(d) 具体的な職務の内容

- 行政機関の長に対し、主体的に特定秘密である情報を含む資料の提出や説明を求め、又は実地調査をすること、そして特定秘密の指定等が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときに、指定の解除、フ

- ファイルの適正な管理その他の是正を求めることがある。
- 行政機関の長から特定秘密指定管理簿の写しの提出を受けること、指定やファイルの管理等に関する報告を受けること、特定秘密の提供に応じない理由の疎明を受けることが挙げられている。

(e) 通報窓口

独立公文書管理監及び情報保全監察室は、通報窓口を設置し、受理した通報を処理することとされている。

特定秘密の取扱業務を行う者や行っていた者、業務により提供された特定秘密を知得した者は、第1次的には各行政機関の通報窓口に通報することができる。

他方で、通報者は、行政機関の長から調査を行わない旨の通知又は、調査の結果の通知を受けた場合には、独立公文書管理監に通報できる。また、当該行政機関に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当な理由がある場合等一定の場合には、行政機関の長への通報を経ることなく、独立公文書管理監に直接通報ができる。

(f) 活動状況

- 年1回、特定秘密の指定等の適正を確保するため、独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告し、公表することとされている。
- 運用基準上、適性評価については、独立公文書管理監の検証・監察の対象とはされていない。
- 特定秘密保護法第19条に基づく政府報告の関係では、独立公文書管理監として、意見を述べることができるとされているが、今回はいまだ検証・監察の過程にあることから、特に意見は述べていない。
- 各行政機関から、特定秘密指定管理簿の写し等、必要な資料の提出を受け、これらを精査するとともに、各行政機関に対し説明を求めるなどして、実効性のある検証・監察を着実に進めている。

(イ) 主な質疑事項及び意見の概要

委員等からの主な質疑事項及び意見の概要は以下のとおりである。なお、政府参考人からの答弁の概略を質疑事項及び意見の下に記載した。

a 適性評価に関する事項

- ① 適性評価の今後の見通しについて伺いたい。
- ② 関係省庁が適性評価を実施する際、統一された基準はあるか。また、人事異動を行うたびに適性評価を実施するのか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 法律上、適性評価の規定は公布の日（平成 25 年 12 月 13 日）から 2 年以内に施行することとなっており、平成 27 年 12 月までに完全実施できるよう 10 月 1 日発足する防衛装備庁も含め、各省庁で準備を進めている。
- ② 適性評価については、運用基準で詳細に規定しており、各職員に対して行う質問票の中身についても規定している。また、やり方の手引を作って各省の担当者に研修を行っており、かなりの程度、各省庁同一の水準で行われていると理解している。

また、適性評価は人事異動の都度行うこととなっている。内閣官房にこの夏の異動で来る予定者は、事前に届出を受けて適性評価の上で配置されている者もあれば、配置の直後に適性評価を完了して了解された者もいる。

b 独立公文書管理監の検証・監察手法に関する事項①

- ① 独立公文書管理監及び情報保全監察室が実施しているルーチン以外の抜き打ち監察を行っているか、また今後行う予定はあるか。
- ② 実地調査の際に相手先の省庁が意図的に隠蔽を図ろうとした際の独立公文書管理監の権限について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 現在は、各省庁からの報告を受けた内容を端緒として、ヒアリングや様々な資料を入手するなどして検証・監察を進めている。独立公文書管理監を通報先とする通報制度があり、これを端緒として重点的に検証・監察を行う

ことが制度上も予定されている。

- ② ヒアリングや書面審査を通じて検証・監察を実施しており、それによりかなりの部分が賄えている。実地調査でなくとも、その内容が指定として適正か、要件を満たしているかどうかは判断できる。実地調査の意味は、任務のうち、もう一つの柱である特定行政文書ファイル等が適正に管理されているか確認することにより、今後、実地調査についてもそのようなフェーズで活用していくことになる。

実地調査の実効性については、令状を持って踏み込んでいく権限があるわけではないが、実地調査の権限及び任務が閣議決定された運用基準で明記されており、各行政機関の長は従う義務がある。

c 独立公文書管理監の検証・監察手法に関する事項②

- ③ 独立公文書管理監は、特定秘密に係る全文書を見ることができる立場だと聞いているが、実際の調査は案件ごとに行っているか、それとも文書をすべてチェックしているか。
- ④ 指定書のチェックやヒアリングによる検証だけで「かなりの程度」賄えるとする根拠はなにか。
- ⑤ どんな情報であるか個別の文書を見なくてわかるか。特定秘密が適正かどうか、すべての文書を見られる立場であるのに見ないのは残念だ。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ③ 382 件の特定秘密の指定ごとに検証・監察を行っている。約 20 万件の特定秘密が記載された文書ごとには行っていない。理由としては、指定そのものの適否を判断する上で、指定書の内容の精査、チェックや疑問点についてのヒアリングを行うことが必要だと考えたためである。
- ④ 何を検証するかということと特定秘密の指定等の適正を確保することにある。運用基準で、特定秘密が法令や運用基準といったルールに従っているかどうかを観点とし、不適正な場合は、是正を求めることとなる。指定の 3 要件を満たしているかどうかを確認するために、指定書の対象情報や意味内容の理解のためのチェックやヒアリングが効果的であると実感している。

- ⑤ 指定書が一番の基本だが、それだけで判断できるとは考えていない。ヒアリングや質問、回答及び公開情報の収集等を繰り返している。何を指定しているか等について納得できるまで検証しており、適切に検証・監察を続けている。

d 独立公文書管理監の検証・監察手法に関する事項③

- ⑥ ヒアリングを繰り返さないといけないということが、指定書の書き方について運用基準を満たしていないということではないか。ヒアリングをする前に文書や文書リストを見るべきだ。ヒアリングで初めて区別がついたとすれば、区別のつくような指定書の書き方になっていないということであり、独立公文書管理監として是正を求めるべきだ。
- ⑦ ヒアリングは1項目にどのくらいの時間をかけているか。指定書は似た記述が多く、ヒアリングの端緒にもならないと思うがどうか。
- ⑧ 独立公文書管理監において、指定書を今までで改めたものはあるか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ⑥ 文書が無い特定秘密もあり得るが、文書を見ることは有益なので、確認することもあり得る。
- ⑦ ヒアリングの時間については、内部でディスカッションをして、確認したいことを決め、答えをもらった上で、さらにその答えで我々が納得できるか、また、他の省庁の似たような案件を横並びで検討したりしながら繰り返し行っている。何時間ということとは言えない。
- ⑧ 今の時点（平成27年9月25日）で、是正を求めたものはない。

e 独立公文書管理監の検証・監察スケジュール

- ① 検証、報告のスケジュールはどうなっているか。
- ② 総理報告の予定はどうなっているか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① 指定の適正の検証については心証では、概ね7割方進捗している。今後、特定秘密表示が適正になされているか

どうかを、各行政機関の保有する特定秘密文書を実際に確認しつつ、検証・監察していく予定である。総理報告のスケジュールについては、検証・監察の進捗、報告書の内容の充実の観点も踏まえて今後判断していく。

- ② 総理報告のスケジュールは現時点(平成 27 年 9 月 25 日)で決まっていない。時期的にできるだけ早くということもあるが、まずは指定について正確に判断したい。具体的にいつと言えない。

f 指定権限のない行政機関が特定秘密を保有している理由

特定秘密の指定権限のない国土交通省が特定秘密の記録された行政文書(829件)を保有している理由について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

(答弁)

災害対策として、被災地の衛星写真をもらうというように、自ら特定秘密を指定しない行政機関であっても特定秘密の提供を受けることはある。

g 特定秘密と行政文書①

- ① 特定秘密指定管理簿の件名を見ると、そこからどのような文書か想像しうるものと、そうでないものがある。特定秘密指定の項目ごとに行政文書の件数を明らかにすべきと考えるがどうか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

- ② 指定管理簿の項目に、どれだけの文書が属しているか、その総数、文書のタイトル等の一覧がないと、特定秘密の指定の有無の適正さをチェックすることができないため、開示を求める。

- ③ (②の答弁を受けて)やはり文書の台帳及び文書名を見ないと具体的な調査ができないので、開示を求める。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① 件数の多寡にばらつきがあり、項目によっては、特定秘密ごとに行政文書の件数を明らかにすることにより各行政機関の情報分析あるいは情報収集能力、関心度合いを外部から推察され、ひいては今後の情報収集活動に支障を及ぼすというおそれがあり、公表を前提とした国会

報告に記載することは不相当と考えている。なお、審査会の場において、個別に各省庁へ審査あるいは調査されることはあり得ると考えている。

- ② 課、室単位で文書の台帳を作成しており、文書数、文書名等を確認することは制度上可能だが、一つの文書に複数の特定秘密が存在する場合にどのようにカウントするのか、文書の件名自体に秘密がある場合には、どのようにするのかという問題点がある。10 省庁に照会したところ、文書件数については提出できるが、文書名は一部提出できないと複数の省庁から回答があった。行政機関別の文書数調査でも 3 か月程度かかったところ、今後、各省庁と対応の可否を詰めていきたい。
- ③ 文書の台帳については、指定ごとに文書が何件あるかについては提出できると聞いているが、文書名については、文書名そのものが、例えばサードパーティールール¹²に触れるもの等があり、文書の件名全部は提出できない。ただし、文書の件名も、一部は出せないけれども、提示できるものはあると聞いており、その提出の仕方については各省庁と今後調整させていただきたい。

h 特定秘密と行政文書②

④ 特定秘密が記録された行政文書を束ねて特定秘密を 1 件とするときに何らかの基準を政府として設けているか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

⑤ 政府としての基準はないとの説明があったが、政府はどのように実態を把握し、今後どのような指導をしていくのか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ④ 特定秘密が記録された行政文書のある省庁では 1 件としており、ある省庁ではまとめていることはあると思うが、それについての政府の基準はない。行政文書の件数は、推移を見る上では意味があるが、一つ一つの件数の多少はあまり意味がないのではないか。文書はその都度、その目的に応じて作成されるため、各省庁に一律の基準ということをもって文書の単位を規定していくのは困

¹² 第三者に提供しないことを前提に入手した情報

難と考えている。

- ⑤ 答弁は、個々の文書を束ねる際の基準について述べた。一つの衛星画像を四つに分割すれば四つの文書となり、また、既存の文書を引用して報告書を作成すれば追加で1件となる。行政上、業務上、各省庁一律にするのは困難である。

また、特定秘密の指定について、指定の対象は情報であり、特定秘密が記載された文書が必ずしも存在するわけではない。制度が文書を出発点としておらず、行政文書は、各行政機関において必要に応じて作成されるため、実務を踏まえると個々の文書を束ねて一つにする基準という考え方がなじまないと考えている。情報収集衛星、人的情報源、外国との情報協力、この3類型について、内調の指定書案を各省庁に示してあり、各省庁における平準化は図られているものと考えている。

i 特定秘密管理者等の設置状況

各省庁の特定秘密管理者及び補助者の設置状況について内閣官房においてどの程度把握しているか。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

特定秘密管理者については、特定秘密指定管理簿の中に特定秘密ごとに管理者が誰かということに記載している。管理者数については、情報保全諮問会議において、その数を公表すべきとの指摘があり、国会報告で追記しており、それぞれ局長級の者が指定されている。

<参考>

国会報告 10 頁 (抜粋)

* 7 特定秘密の指定をした各行政機関ごとに、指定を担当する特定秘密管理者の数を見ると、国家安全保障会議が1、内閣官房が3、警察庁が1、総務省が1、法務省が1、公安調査庁が1、外務省が7、経済産業省が1、海上保安庁が1、防衛省が3であった。なお、特定秘密管理者については、運用基準において、行政機関の長が特定秘密の保護に関する業務を管理する者として局長級の職員から指名することとされている。

」 審査会における答弁の在り方

- ① 答弁の際に、「ここから先の話をする和不開示に踏み込むおそれがある」、「特定秘密に踏み込むおそれがある」といった発言をした省庁があった。特定秘密又は不開示情報として指定した以上は、どこまでは説明できて、どこは説明できないというのを整理して説明できるよう指導していただきたい。
- ② 特定秘密及び特定秘密以外の情報を審査会に開示することについて、各省に対してどのような指導をしているか。
- ③ 審査会における説明者は、明確に秘密を理解して出席してもらいたい。すべて秘密のおそれがあると言われると説明にならない。また、説明をする際には、情報開示の手続を済ませてから出席いただきたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① 一定程度各省庁に説明してきた。ただ、自由質疑であったので各省庁の内規上必要な秘密開示の手続がとれなかったものもあり、出席した政府参考人の判断で答弁できなかったものもあるのではないかと。今日(平成27年9月25日審査会)は、事前に質疑項目を示していただいたので、サードパーティールール、人的情報源以外の不開示情報は基本的に開示するなど適切な対応がなされるよう各省庁に伝えてある。
- ② サードパーティールール及び人的情報源にかかわる特定秘密及び特定秘密に至らない情報などに限り、提供しない、説明しないということが許される。その他は、一般的な基準はないが、すなわち、内閣声明を出さないと審査会への説明を拒否できないということを各省に指導している。
- ③ 本日、質問を事前にいただいているが、以前は局長でも大臣の了承が内規上必要ということがあり、お答えできなかったとも聞いている。きちんと対応するものと思う。

ク サードパーティールールと特定秘密

サードパーティールールについて、国外又は国内で万が一マスコミに情報がリークされた場合においても特定秘密としての取扱いが必要か。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

外国政府との信頼関係であり、例えば、アメリカの情報公開においてアメリカ政府が開示するのであれば、特定秘密にならない。それ以外の、例えばウィキリークスやマスコミ等で開示されたとしても、外国政府において自らが持っている情報が漏えいしたと認めるかどうかということになる。非公知性の条件が満たされない場合、特定秘密の保護の対象からは外れる。

1 指定書の記載の在り方

- ① 特定秘密の指定書が具体性に欠け、特定秘密の内容が窺えない。決裁時に決裁官が、指定書から特定秘密の内容を把握しているのかも疑問である。運用基準（「3 指定手続」）に反しているのではないか。各省庁の特定秘密管理者及び補助者の把握状況について伺いたい。
- ② 指定された特定秘密がどのような情報かを知るため、指定書が重要であり、指定書に係る運用基準において、他の情報と区別することとされているが、実際には他の情報と区別できず、防衛省と外務省を比べてみても平準化はなされていないのではないか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① 運用基準上は、当該指定に係る情報を他の情報と区別すること、指定の理由を明確にすることになっており、これに反していないと考えている。指定書の案を示し、記述の平準化を図っている。

また、決裁官の特定秘密の内容把握について各行政機関に確認したところ、担当部署から各決裁権者に説明をし、理解を得てから決裁を行っているとの回答があった。

- ② 指定の仕方の平準化について、各省庁にひな形を示しており、ある程度採用されているものと認識している。外

務省と防衛省は経緯が違うので指定の仕方が異なっていると思われる。防衛省の新たな特定秘密は1件であり、残りは自衛隊法に基づく旧防衛秘密である。

細かく指定すると、政府の情報関心が知られる可能性が高まる。また、指定管理簿・指定書の黒塗りが多くなる。基本的に、指定書の対象情報と理由をあわせて見れば、業務に携わっている者であればわかる。ただ、国民全体や業務に携わらない人はわからないかもしれない。

m 廃棄及び廃棄予定文書の扱い

- ① 平成26年中に特定秘密に指定したもので、平成27年中に廃棄を予定している文書があるか。あればその概要も報告を求める。
- ② 平成27年以降の国会報告は、廃棄した文書の概要、並びに、年度末又は次年度に廃棄を予定している特定秘密の概要を示すべき。
- ③ 廃棄文書、廃棄予定文書について国会報告が無理でも審査会において補足の説明をしてもらいたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① 特定秘密の指定 10 省庁に照会したところ、4 省庁で今年中の廃棄又は廃棄予定があるとの回答であった。廃棄された文書の概要は、情報収集衛星の画像のように元データが保存されているもの、外国政府からの情報の内、状況が変化し、長期間保存する必要がなくなったもの、会議や内部検討で用いた文書で他省庁に文書で原本が保存されているものなどである。精査には改めて他省庁との調整が必要である。
- ② 廃棄した文書、予定の概要を国会報告することは困難である。廃棄予定は事前に確定しがたい。また、文書は、ファイル単位で管理されており、その面からも対応は難しい。運用基準では、国会報告において、過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数は公表するよう規定しており、別途お尋ねがあれば詳細は説明できると考えている。
- ③ 文書件名は、可能かどうか各省に確認すれば、審査会に

において定性的な説明は可能と思う。

(2) 関係省庁からの説明聴取及び質疑

関係省庁からの説明聴取及び質疑を行った。その概要は次のとおりである。原則として、省庁ごと又は省庁の部局ごとに、政府参考人からの説明概要、委員等からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

記述に当たり、本審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

ア 国家安全保障会議

平成 27 年 8 月 19 日及び 9 月 25 日、国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

国家安全保障会議では、平成 26 年末時点で 1 件の特定秘密を指定している。その概要は、指定の日（平成 26 年 12 月 26 日）までに既に開催された 4 大臣会合の議論の結論と、指定の日以降、平成 26 年末までに国家安全保障会議が開催された場合の議論の結論等について、指定の日の前後で書き分けている。いずれも、特定秘密の指定の対象となる情報は、国家安全保障会議の議論の結論である。

b 指定の理由

指定した特定秘密は、我が国の安全保障に関わる具体的な政策、方針等に関する情報であるため、当該情報が明らかになることにより、外国政府等との信頼関係が失われ、協力が滞るおそれがあるほか、国民の生命及び身体の保護、領域の保全などに著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 国家安全保障会議の結論と報道

- ① 国家安全保障会議の結論について、報道されている事案もある。報道されているものは既に公にされているのであるから、特定秘密の指定要件を満たしていないのではないか。
- ② 国家安全保障会議について報道されているものは、事前に公表を前提に議論しており、公表しないものは公表しない扱いをしているということか。本来公表しないものが報道され、指定を解除するような事態はなかったか。
- 【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

- ① 国家安全保障会議は、約2週間に1回のペースで開催されている4大臣会合と、9大臣会合とがある。9大臣会合は、以前の安全保障会議と同様の役割を担っており、国家安全保障に関する重要な政府方針を決定し、結果を公にしている。委員から指摘のあった決定事項は9大臣会合で決定し、公表されているものである。一方、4大臣会合は、開催日及び議題を事後に公表しているが、それ以外については、機微なやり取りが多く含まれている関係で、詳細については公表していない。
- ② そのとおりである。

b 特定秘密の将来の公開可能性

国家安全保障会議は極めて重要な会議であり、通常特定秘密に指定するのは理解できるが、一方で、後世において検証の対象とされるべきものでもある。事柄にもよるが、将来の公開について政府はどのように考えているか。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

特定秘密にしているのは、国家安全保障会議の記録の一部である。国家安全保障会議を開いた場合には、詳細な議題、発言者及び発言内容、会議の結論は記録をとっている。その中で特に結論について、特定秘密として確認している。その上で、現在5年間の指定期間が経過し

た後、どのような対応をするかについては、後日、その5年が到達する状況において判断することになる。

国家安全保障会議での議論は、非常に重要な国家の意思決定及び経過を示すものであり、きちんと記録を残し、これをどこまで特定秘密とするか、ないしは、特定秘密を解除した後も秘匿すべきものとしてどこまで保全をしていくかについては、中身に応じて、そのときの状況において秘密にする必要度が変わるので、それを勘案して決めていきたい。

c 特定秘密における立法府と行政府の関係

① 重要な国家安全保障会議の4大臣会合の結論は基本的に公開されないとすれば、立法府に対し、どのように説明し、責任を持つのか。立法府は、一切知らなくていいのかという率直な基本論を聞いていて感じた。立法府に一切責任を負わないで、内閣がその方針を進め、後で立法府に責任を持ってくれといっても、その関係をどう考えればいいか。

② 4大臣会合での結論が国全体の国益に関する大きな結論であれば、結論に至る様々な情報についても機密として扱わなければならないが、得た結論を情報開示しないということになっていくその境目をどう考えるか、非常に懸念を覚える。

全部開示せよとは言わないが、方針が決まったことについては、立法府も連帯して責任を持つということになり、シビリアンコントロールという非常に大きな問題があるときにどう考えるかということは、国家運営あるいは立憲主義の立場から非常に難しい問題であると考え

③ 情報監視審査会は、国会と行政との接点にあり、国益と国民の利益をよく勘案しながら良い方向を作っていくよう努力する必要がある。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

① 立法府と行政府の関係は、国家安全保障会議の設置により変更が生じたとは考えていない。憲法以下の関連法令に基づき、立法府の機能を引き続き尊重しながら仕事を

していかなければならないと考えている。

行政府として、立法府に対して説明しなければならない事項、立法府から示された法令に基づいて動かなければならない事項については、国会等の審議を通じ、それぞれの役割の中で引き続き説明してまいりたい。また、この審査会は、特別に不開示情報についても説明することが可能な制度を立法府の中に作っていただけたので、法令に定められた手続に従って、私どもとしてもきちんと御説明をさせていただきたい。

- ② (意見のため答弁なし)
- ③ (意見のため答弁なし)

d 特定秘密の指定範囲

国家安全保障会議について、平成 25 年及び 26 年に開催された 4 大臣会合の議題等以外のものが特定秘密として指定されているが、すべてが特定秘密として指定されているか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

平成 26 年 12 月 25 日までに開催した国家安全保障会議の 4 大臣会合の審議を経て確認した結論と平成 26 年 12 月 26 日から同月 31 日までに開催した会議の結論のうち特定秘密に該当すると確認されたものと限定されている。4 大臣会合の結論以外の部分、9 大臣会合の議論等については特定秘密に指定されていない。

e 4 大臣会合の議事録を公開する必要性

- ① 9 大臣会合の結論は公開、4 大臣会合の結論は原則非公開の根拠を説明してほしい。4 大臣会合の結論にも特定秘密とならないものがあるのではないか。4 大臣会合の結論をすべて非公開にする正当性を示すため、適正であることを示すことができる代表的な 4 大臣会合の議事録(記録)の開示を求める。
- ② 4 大臣会合の議事録について実態把握のために当審査会に開示することはできるか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① 根拠については、9大臣会合と4大臣会合の性格の違いから生じている。9大臣会合は改めて閣議決定される議題がほとんどであるため、審議結果について公表されるものが多い。4大臣会合は関係行政機関が平素から取り組んでいる課題等を議題として具体的な政策を議論しており、いわば政策策定のプロセスとなっているため、秘匿性の高い情報が含まれ非公開となっている。重要事項を審議し、関係行政機関の政策が一定の方向性を持つよう調整する場であり、内閣全体を羈束^{きそく}する意思決定機関ではない。国会に対する説明責任については、9大臣会合及び閣議決定に係る公開情報や国会における審議において果たしていくべきものと考えている。

議事の記録の開示については、4大臣会合は総理の下、率直な意見交換を目的としたものであり、政府部内においても情報の共有は極めて限定的とし、審議の具体的内容を非公開にするよう定めている。国家安全保障局はもとより、外務省、防衛省といった関係省庁から提供する資料も、非公開を前提とするものであり、議事の記録の開示について慎重に検討する必要があるものと考えている。

- ② 議事の記録については内閣官房において保管している。開示については検討したいが、総理大臣の判断を仰ぐ必要がある。また、4大臣会合は非公開を前提として、内閣官房のみならず、他省庁が保有する資料も提供されているので、他省庁も交えて検討したい。

イ① 内閣官房（国家安全保障局関連）

平成 27 年 8 月 19 日及び 9 月 25 日、内閣官房（国家安全保障局関連）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

我が国の安全保障に関わる特定の事案が発生した際に、我が国の領域を保全し、海洋、上空等における権益を確保する等のため、我が国としていかに外国の政府等との協力をしていくか、我が国としてどのような措置を講じていくか等について行った検討に関する情報を指定しているものである。

b 指定の理由

当該情報が明らかになることにより、外国政府等との信頼関係が失われ、協力が滞るおそれがあることのほか、国民の生命及び身体の保護、領域の保全などに著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密における指定の判断理由

特定秘密指定管理簿補足資料（以下「補足資料」という。）における特定秘密の概要では、国家安全保障局のすべての情報が特定秘密に該当し得ると考えられるが、どのように判断しているか。また、協力関係にある外国政府と情報公開に関する考え方を整合させる必要があると考えられるかどうか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

（答弁）

国家安全保障局の扱う情報には多々機密指定するものがあるが、特に秘匿度の高いもの、特定秘密の要件に合うものを厳格に内部で指定している。

また、外国政府とは通常、互いの情報の秘匿性について相互に確認し合いながら意見交換、協議を行っている。その中で、日本において最高度の秘匿を要するものについて先方と話す際にはその旨を説明し、齟齬がないよう

に注意を払いながら業務を進めていきたいと考えている。

b 谷内国家安全保障局長の会談録等と特定秘密の該当性

- ① 谷内国家安全保障局長は、各国との交渉において、いわば水面下で重要な役割を果たしているが、外国政府から谷内局長が得た情報について、国家安全保障会議及び外務大臣、外務省等関係省庁との情報共有の状況について伺いたい。

【平成27年8月19日審査会】

- ② 谷内国家安全保障局長が外国を訪問した際の会談録について、特定秘密に指定されているか。
- ③ 谷内国家安全保障局長の外国訪問において秘密を要する話があったはずである。最も秘密を要するものは特定秘密とすべきであり、厳重な管理が行われる分、政府内及び国会でチェックするという仕組みになっている。

それ以外で誰もチェックできない事実上のトップクラスの扱いをする秘密を作ってはいけない。特定秘密に該当しないということであれば、必要があれば会談録の開示を求める。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① 国家安全保障局は、内閣官房の一部局であり、内閣総理大臣及び内閣官房長官の指揮の下で業務を行っている。その中で谷内局長が他国と接触を行う場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官以下の指示を踏まえながら業務を行い、その報告を行っている。

国家安全保障会議は、総理を議長とし、谷内局長を含め各省から報告を受けることもある。また、国家安全保障局にとって、外務省及び防衛省が非常に緊密な業務のやりとりを行っている。関係省庁が必要な事項については、きちんと報告をして、それぞれの省庁の大臣に報告が行くようにしている。

- ② 特定秘密の指定要件を満たしていないので、極秘又は秘として取り扱っている。今後、特定秘密の指定要件に該当するものがあれば特定秘密として取り扱うことになる。

③ （意見のため答弁なし）

イー② 内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）

平成 27 年 8 月 19 日及び 11 月 19 日、内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関する情報であり、警察機関や自衛隊などが状況の推移を踏まえ、政府全体として適時適切な対応を行うための措置の方針に関する情報（2 件）である。

b 指定の理由

当該情報が明らかになることにより、外国政府により対抗措置が講じられ、我が国の領域への侵害行為が容易となる、又は外国政府との交渉が不利となるなど、我が国の領域の保全に著しい支障を与えることとなるため、特に秘匿する必要がある。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

a 指定管理簿の不開示部分を開示する必要性

特定秘密指定管理簿の記載事項の一部を不開示としているが、当該部分は不開示でなくとも良い。不開示部分を開示した方が、政府の取組や特定秘密の指定や運用がきちんとなされていることが確認できると考えるがどうか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

（答弁）

開示することで我が国の対処方針等が推認されるおそれがあり、不開示としている。

b 政府の対処方針の概要

① 我が国の領域への侵害行為について、政府の対処方針とは具体的にどのようなものか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

② 「政府が講じる措置又はその方針」の具体例の説明を求め。

③ 説明（不開示情報）があったもの以外に政府が講じる措置又はその方針は存在するか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

（答弁）

- ① 様々な形態を想定し、その中で警察機関あるいは自衛隊などを含めた政府全体として、事態の推移に応じて適時適切な対処を行うための一連の措置について定めている。
- ② （不開示情報）の推移に応じて（不開示情報）等の対応を定めたものである。
- ③ 一般的な事例を想定して閣議決定手続の迅速化を定めたものがあるが、これについては具体的な内容を書いたものではないので特定秘密とはしていない。

イ③ 内閣官房（内閣情報調査室関連）

平成 27 年 8 月 19 日及び 11 月 19 日、内閣官房（内閣情報調査室関連）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 情報収集衛星関係

（a）特定秘密の概要

- 情報収集衛星（IGS）等による収集・分析対象及び情報収集衛星の識別能力が明らかになる情報であり、当該特定秘密は、平成 26 年といった年ごとに 1 件ずつ指定し、平成 26 年末時点で 12 件指定している。第一に、内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する IGS 等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象、それから、これにより収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報のうち、IGS 等による情報収集・分析の個別具体の対象が明らかになるものである。第二に、収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報のうち、IGS の識別能力を正確に察知され得るものである。第三に、IGS を用いて収集した画像情報の元データである。
- 情報収集衛星の撮像能力に関する情報であり、情報収集衛星の光学 2 号機、レーダー 3 号機といった号機ごとに指定しており、平成 26 年末時点で 7 件指定している。
- 情報収集衛星等のために独自に開発された暗号に関する情報であり、情報収集衛星等の号機ごと、又は地上システムの第 3 期、第 4 期といった期ごとに指定しており、平成 26 年末時点で 23 件指定している。

（b）指定の理由

情報収集衛星関係では以上の 3 つの類型について 42 件の特定秘密の指定をしている。当該情報が明らかになることにより、撮像対象となるものに偽装、隠蔽を施されて情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

b 外国政府等との情報協力関係

(a) 特定秘密の概要

第一に、外国政府等と行う情報協力業務の計画及び方法である。第二に、外国政府等との情報協力業務を通じて提供された情報である。

(b) 指定の理由

外国政府等との情報協力関係では以上の二つの類型について1件ずつ特定秘密の指定をしている。当該情報が明らかになることにより、外国政府等からの情報保全体制の信頼が損なわれて情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

c 人的情報源関係

(a) 特定秘密の概要

- 第一に、人的情報源からの情報収集業務の計画、方法及び実施状況である。
- 第二に、内閣情報調査室の人的情報源等である。平成26年以前に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、①その者が内閣情報調査室の人的情報源又はその候補である事実、②当該者が過去に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補であった事実、③収集、分析することにより以上の事実が明らかになるおそれがある情報である。

(b) 指定の理由

人的情報源関係では二つの類型について1件ずつ特定秘密の指定をしているが、当該情報が明らかになることにより、外国政府等が人的情報源を割り出すことが容易となったり、人的情報源やその候補者である者等からの信頼が損なわれたりして情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 内閣情報調査室の情報収集手段①

① 内閣情報調査室としての特定秘密に指定している衛星で得た情報、海外から得た情報及び人的情報源から得た情報以外の情報収集手段の状況について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

② 情報収集衛星、外国政府からの提供情報、人的情報収集以外の情報収集手段、またそれによって得た情報の概要を示されたい。それらの情報を特定秘密に指定しないことの適正さがチェックできない。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 様々な形の情報収集に取り組んでいる。その中で、特定秘密の指定要件に該当するものについて指定した。
- ② 情報収集衛星、外国政府からの提供情報、人的情報収集以外の情報収集手段としては、メディア、インターネット等公開情報からの情報収集、民間団体への調査委託、他の行政機関からの情報提供等がある。このような形で収集した情報の中から特定秘密保護法の3要件（別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性）に該当するものを厳格に判断して特定秘密に指定することになる。その結果として、現時点では、情報収集衛星、外国政府から得た情報、人的情報源に限られている。その他の情報は、その性格に応じて、極秘や秘として適切に管理していくことが適当と判断している。収集している情報の具体的内容としては、（不開示情報）等である。

b 内閣情報調査室の情報収集手段②

③ 公開情報として収集した情報自体は非公知性の観点から特定秘密にはなり得ないとの理解でよいか。

④ 民間への調査委託について、どのくらいの団体にどのような調査を委託しているか。また、調査委託により得られた情報は特定秘密に指定されていないということによいか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ③ 公開情報自体、また、これを分析したものも含め、特定

秘密に指定しているものはない。我が国の情報関心が知られてしまうということで保秘が必要なものはあるが、その性質に応じて、極秘又は秘とすることで足りると判断している。

- ④ 内閣情報調査室では、例えば、世界政経調査会、内外情勢調査会等に対し、委託を行っており、専門家の見解を収集する機会を設けている。

御指摘のとおり、民間への調査委託を通じて得られた情報に特定秘密に該当するものはない。

c 人的情報源から得た情報の取扱い

人的情報源から得た情報はどの特定秘密として取り扱われているか。また、警察庁等他の組織の人的情報源もこの特定秘密に含むか伺いたい。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

(答弁)

人的情報源の秘匿が極めて重要であり、人的情報源若しくはその候補が明らかになるおそれがある事実を含む情報については、特定秘密に指定している。情報の内容自体が、人的情報源にたどり着く関連性が薄いものについては、その情報の内容に鑑み、別途、例えば極秘の指定をして厳密に保全することもある。

また、内閣情報調査室で指定した特定秘密は、内閣情報調査室の人的情報源であり、その中でも特に厳格な情報保全措置が必要であると内閣情報官が認めたものに限っている。

d 情報収集衛星と特定秘密①

① 今後運用が開始される情報収集衛星地上システムを既に特定秘密として指定しているか。また、配送方式とは何かについて伺いたい。

② 指定の必要性を判断する上で、情報収集衛星の指定に係る監視対象国や撮像対象を明らかにする必要があるのではないか。また、情報監視審査会に対しても明らかにできないか伺いたい。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

(答弁)

① 将来のものについても現在開発を進めているものについては、指定している。

配送方式は、データの送信者と受信者の間で暗号の鍵情報をやりとりする方式のことであり、データの解読の際には鍵の情報を両方で保有する必要があることから、その配送方式は非常に秘匿性の高い情報であるため、指定している。

② 内閣衛星情報センターにおいては、例えば、(不開示情報)等、我が国の安全保障に関する画像情報を収集している。

e 情報収集衛星と特定秘密②

③ 他省庁も内閣官房提供の衛星情報を多数有しており、衛星情報をより詳細に示すことを求める。

④ 情報収集衛星の識別能力・精度はどれくらいか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

③ 我が国の情報関心に沿って、情報収集衛星により情報を収集している。画像情報については、内閣衛星情報センターで分析を加えた報告書とともに提供する場合や画像情報をそのまま他の行政機関に提供することもある。なお、災害等に関する画像情報のように、我が国の安全保障に関する情報でなくとも、情報収集衛星の識別能力等を示すものについては特定秘密に該当するため、例えば、甚大な被害をもたらした台風 18 号による被災状況についても画像を処理した上で情報提供を行っている。

④ 識別能力は特定秘密に該当するため、審査会においてしかるべき手続を取っていただいた上で、御説明がどのようにできるか検討したい。衛星情報を通じた分析で重要なことは、画像を蓄積し、分析を重ねることで変化がわかるということであり、政府としてこうした努力を積み重ねてきた結果、分析能力は年々向上している。

f 外国政府との情報協力①

- ① 情報協力を行っている外国政府が情報を公開した場合の我が国の対応方針は定めているか。情報の内容によって、できるだけ情報を国民に公開する趣旨で運用されることをお願いしたい。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

- ② 外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国数などについて、説明をしていただきたい。

- ③ 特定秘密保護法が施行されたことにより、各国から情報提供を受ける上で、情報の質・量、両面で明らかな改善効果は見られるか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 外国政府が公開の判断を正式にした場合には、その情報自体については、我が国としても特定秘密としての扱いはしないことになるものと考えている。

- ② (不開示情報)

- ③ まだ法施行後間もなく、効果が表れるのはこれからではないか。日本にも制度ができたということで情報協力を強化したいという反応は感じている。情報の質・量両面での向上に向け努力したい。

g 外国政府との情報協力②

- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるか、それとも情報の内容によって決まるか。

- ⑤ 外国政府が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国政府の基準が曖昧なものもあると思われるが、どのように整理しているか。

- ⑥ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

(答弁)

- ④ 内容が特定秘密保護法の別表に該当することが大前提となる。その上で、相手国が我が国と同等の保全措置を講じている場合には、信頼関係の保持のため、我が国においても特定秘密として取り扱うことになる。
- ⑤ 外国政府における情報の秘密の管理区分、アクセス制限等の情報保全措置の全体を総合的に判断している。
- ⑥ 外国政府と初めて情報協力を行う際に、秘密区分とその表示等の取扱方法を相互に確認し、その上で情報交換を行っている。秘密の提供を受ける際、必ずしも提供の都度、相手方から情報保全の協力依頼や秘密保全の水準についての求めがあるわけではない。なお、特定秘密については、特定秘密保護法に基づく情報保全措置や秘密のレベル及び保護の内容について説明し、確認している。

h 対外情報に特化したインテリジェンス機関を保有していないことによる不利益

- ① 我が国が対外情報に特化したインテリジェンス機関を保有していないことによる不利益についてどのように認識しているか。
- ② 他国においては通信傍受の状況はどうなっているか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 内閣の情報機能を強化するという観点から現在も体制の整備を図っているところである。対外情報機関の設置については、様々な議論が行われていると承知しているが、当面一つ一つ努力を積み重ねていきながら、国内の議論も踏まえ、研究していくべき事柄である。
- ② 通信傍受については、米国や英国などでは行われているものと承知している。

ウ 警察庁

平成 27 年 8 月 24 日及び 9 月 25 日、警察庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

- 警察庁においては、平成 26 年 12 月 31 日時点で計 18 件の特定秘密の指定を行っている。内訳としては、特殊部隊等の戦術及び運用に関する情報が 1 件、内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターが運用する情報収集衛星の収集・分析対象及び識別能力に関する情報が 11 件、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報が 1 件、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報が 2 件、外国政府との情報協力業務に関する情報が 1 件、人的情報の収集に関する情報が 1 件、海外との連絡に用いる暗号に関する情報が 1 件となっている。
- 平成 26 年 12 月 31 日時点で、合計 18 件の特定秘密を指定しており、計 1 万 7,874 件の特定秘密文書を保有している。これらの特定秘密及び特定秘密文書については、特定秘密保護法等を踏まえて警察庁が定めた警察庁における特定秘密の保護に関する訓令等に基づいて、警察庁等において厳格な保全措置を講じているところである。

b 特殊部隊等の戦術及び運用に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

テロリズムの事案による被害発生の未然防止等を目的として、平成 26 年までに警察が策定した、特殊部隊、いわゆる S A T 等の戦術及び運用に関する情報である。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかになると、テロリズム等の事案に対処するための特殊部隊その他の部隊の能力、手法等が明らかとなり、これらの行動を企図する者等により対抗措置が講じられ、被害の発生等防止のための適切な対応を取ることができなくなり、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。

c 内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

平成 16 年分から平成 26 年分までの内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集・分析対象及び識別能力に関する情報、合計 11 件を特定秘密として指定している。

(b) 指定の理由

内閣情報調査室における特定秘密の指定日以前に内閣情報調査室から警察庁に提供されていた衛星画像等を警察庁においても特定秘密として保護するために指定したものである。今後は、内閣情報調査室において特定秘密として指定されるものが警察庁に提供されることとなるため、警察庁において特定秘密として指定することは想定していない。

d 特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

特定有害活動の計画に関する情報、特定有害活動の実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報、特定有害活動の実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報等の特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報である。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかになると、警察の情報収集・分析業務の手の内が明らかとなり、情報収集・分析の対象となる組織等により情報保全強化の措置が講じられることなどにより、警察による情報収集・分析活動が滞り、又は我が国が適時に適切な対応を取ることができなくなるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。

e テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報

(a) 特定秘密の概要

平成 26 年までに警察が収集、分析したテロリズムの計画に関する情報、テロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報、テロリズムを実行するおそれのある

組織の中枢の動向に関する情報等のテロリズムの実行の意思、能力に関する情報である。なお、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報を国際テロリズムと国内テロリズムの2件に分類指定している。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかになると、警察の情報関心等が明らかとなり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することとなり、情報業務の間隙を突かれることなどにより、警察による情報収集・分析業務が滞り、又は我が国が適時に適切な対応をとることができなくなるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。

f 外国政府との情報協力関係

(a) 特定秘密の概要

警察が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報である。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、相手方との信頼関係のみならず、他の外国の政府等から警察の情報保全体制への信頼が損なわれること等により、警察による情報収集活動が滞り、又は我が国が適時に適切な対応をとることができなくなるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。

g 人的情報源関係

(a) 特定秘密の概要

警察の人的情報源又はその候補となった者が警察の人的情報源若しくはその候補である事実に関する情報又はこれらであった事実及び収集、分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報である。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、人的情報源等の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が処刑、投獄、財産の

没収等により損なわれるなどのおそれがあることから、警察において十分な情報保全措置を講じ、かつ、そのような措置を講じていることについて人的情報源等から信頼を得なければ、人的情報源からの情報収集業務が滞り、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。

h 海外との連絡に用いる暗号に関する情報

(a) 特定秘密の概要

警察と海外連絡担当官、国際テロリズム緊急展開班（T R T－2）、こうした要員等との情報の送受信のために整備され、特定有害活動及びテロリズムの防止に活用される海外連絡装置の用に供する暗号の鍵である。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、警察と海外連絡担当官、T R T－2 要員等がやりとりしている情報が復号化され、警察の情報収集・分析業務の手の内が明らかとなり、情報収集・分析の対象となる組織等により情報保全強化の措置が講じられること等により、警察による情報収集・分析活動が滞り、又は我が国が適時に適切な対応を取ることができなくなるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。

i 適性評価の実施状況

平成 27 年 6 月 30 日現在、警察庁において適性評価を経た職員は 0 名となっている。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密指定管理者の官職

特定秘密指定管理者の官職を教えてください。また、その情報は公開されているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

警備局長であり、公開されている。

b 特定秘密の指定の定義及び範囲

- ① テロリズムの定義について、どのようにされているか。「テロリズムを実行するおそれのある組織」に特定されているか。その範囲が、かなり広範であり、警察庁の解釈次第となっていないか。

【平成27年8月24日審査会】

- ② 警察庁の特定秘密の指定について、特定有害活動又はテロに関する情報をそれぞれ1件として束ねているが、対象となっている団体や個人の範囲が限定されたものとなっているか。特定有害活動又はテロのおそれのある個人・組織が対象となることでは、範囲が広すぎるのではないか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① テロリズムは、特定秘密保護法の中に「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義されている。「テロリズムを実行するおそれのある組織」については、具体的な解釈基準を明確に定めたものはないが、過去において、テロ等を行い、あるいは行う可能性がある組織が該当するものと考えている。
- ② 特定有害活動又はテロのおそれのある個人・組織の範囲については、特定秘密保護法の目的あるいは指定の要件に基づいて厳格に判断している。各種警察活動を通じて得られた情報を総合的に判断し、例えば、大量破壊兵器関連物資の不正取引や政府高官の暗殺や無差別テロ等を行うおそれがある団体、個人等の動向に関する情報のうち、こうした活動に直結する情報に限定して特定秘密に指定している。

c 特殊部隊（SAT）の概要

SATについてどこまでが公開情報になっているか。

【平成27年8月24日審査会】

（答弁）

全体の体制として、隊員は約300名おり、8都道府県に設置されている。装備については、サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃及び特殊閃光弾等を装備している。これらについては公開情報である。

d 情報収集衛星関係

- ① 警察庁が保有する情報収集衛星の画像情報は、どのような種類の情報か。
- ② 特定有害活動やテロリズムに関わる衛星情報ということは、例えばアジトのようなものに関する情報と理解してよいか。

【平成27年8月24日審査会】

（答弁）

- ① 特定有害活動、いわゆるスパイ活動や国際テロリズムへの対処のために必要な画像である。
- ② 具体的な内容は秘密情報になるが、警察庁は基本的に国内における治安確保を目的としているので、国内治安に影響を及ぼすような対象に関する画像である。

e テロリズム組織の協力者等に係る特定秘密関係

テロリズムを実行するおそれのある組織の協力者あるいは候補者に関する情報について、特定秘密に指定しているか。

【平成27年8月24日審査会】

（答弁）

当然特定秘密に含まれ得ると理解している。

f 警察庁と都道府県警察が保有する特定秘密文書の保有件数の差が存在する理由

国会報告において、特定秘密に係る文書数について警察庁が保有する件数（1万7,874件）と都道府県警察のみが保有する件数（26件）とで大きな差が存在する理由及び警察庁と都道府県警察における特定有害活動やテ

ロリズムに対する情報収集活動について教えてもらいたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

当然、都道府県警察は必要な活動をしているが、それによって得られて作成された文書が最終的に警察庁に集約される。そうした意味で、都道府県警察のみが保有しているものは非常に少ないということである。

g 特定秘密指定管理簿補足資料に関し、内閣総理大臣とすべきところを官房長官としている理由

審査会に提出された補足資料において「内閣官房長官において厳格な保全措置を講ずることとされたもの」とされているが内閣官房においては、特定秘密は内閣総理大臣が指定するはずである。官房長官としている理由を伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

確認したい。

h 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集で得られた情報関係①

① 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源で、特定秘密として取り扱うことが必要なものを特定秘密に指定していると思うが、それ以外の情報収集で得られた情報がなぜ特定秘密にならないか伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

② 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集手段、またそれによって得た情報の概要を示されたい。それらの情報を特定秘密に指定しないことの適正さがチェックできない。

③ 情報収集衛星、他国からの情報提供、人的情報源以外の情報収集手段について、法務委員会において、通信傍受捜査によって特定秘密になり得るものもあり得るとの答弁であったが、テロ・特定有害活動に係る特定の事件について、通信傍受で得られた情報が特定秘密となるか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① 都道府県警察も含めていろいろな視察活動等で得られた情報もある。例えば、国内テロリズム関係で言えば、テロリズムを実行するおそれのある組織の中枢幹部といった者の動向について、そのような手段により得られたものを特定秘密に指定している。
- ② 情報収集衛星、他国からの情報提供、人的情報源以外の情報収集手段としては、都道府県警察による尾行等の視察活動がある。なお、人的情報源に係る指定としての情報は、特定の人物が警察の人的情報源であるという事実、氏名や生年月日等その人間が特定又は推定されるような情報であり、例えば、人的情報源から得られた情報がテロに関するものであれば、テロに関する特定秘密として指定することになる。
- ③ 通信傍受の結果、特定秘密に該当するような内容が偶然傍受されるということはある。それが要件に合致すれば特定秘密として指定することはある。ただし、通信傍受は令状を取ってスポット的に行うものであり、事案も限られているため、実態として特定秘密に該当するような情報が入ることは想定されないが、否定するものでもない。

i 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集で得られた情報関係②

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">④ 通信傍受捜査によって特定秘密に該当する情報が得られた場合、国会報告の中に「通信傍受により得られた情報」という特定秘密の指定の項目が入ることになるか。⑤ 情報収集衛星、他国からの情報提供、人的情報源以外の情報収集活動として、どのようなことを行っているか改めて伺いたい。情報収集手段そのものを特定秘密として指定する必要があるのではないか。 |
|--|

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ④ 即断してお答えできない。報告の仕方の問題と思うが、審査会に対しては求められれば開示することとなる。
- ⑤ 情報収集手段は様々であり、特定秘密に該当するかは手

手段ではなく、得られた中身により指定されるもので、手段については審査会で問われれば答えることとなる。現時点で当庁が保有している手段そのものについては、特定秘密には該当しないものと考えている。例えば、衛星情報は秘匿性が高いが、衛星の存在自体は秘匿すべき情報ではないのと同じではないか。法律に基づいて業務を遂行しており、手段自体、その存在、それによって得られた情報であることを特定秘密として指定することは、にわかには考えられない。

j 特定秘密ごとの文書数

人的情報源に係る補足資料の指定の理由から、人的情報収集対象者から得られた情報の一部は特定秘密として指定されているように理解できるが、文書数はどの程度あるか。特定秘密ごとの文書数について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

警察庁全体で文書件数 1 万数千件と報告したが、その具体的な中身については、情報収集の能力や情報関心等に係ることであるので、答弁を差し控えたい。特定秘密ごとの文書数については、審査会から要請があれば、持ち帰った上で検討して回答したい。

k 外国政府等が公開した場合の対応方針

外国政府あるいは情報機関から得た情報で特定秘密に指定したものについて、外国政府がこれを公開した場合の対応方針について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

特定秘密の指定 3 要件のうち非公知性がなくなるので、特定秘密ではなくなると理解している。

l 外国の暴力団等に関する情報に係る特定秘密の該当性

外国の暴力団あるいはマフィアなど様々な地下組織に関する情報における特定秘密への該当性について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

現時点では、特定秘密の指定 3 要件に該当する情報はないのではないかという判断をしている。

m 外国との情報協力

- ① 外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国数などについて、説明をしていただきたい。
- ② 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるか。
- ③ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国が「シークレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」と、基準があいまいなものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① (不開示情報)
- ② 内容によって決まり、かつ、相手国が同等の秘密保護措置を講じていることが要件となっている。
- ③ 特定秘密に該当するという実質的な中身で判断され、相手国の秘密指定の区分で自動的に決まるわけではない。諸外国の機関とのやり取りを通じて、お互いの信頼関係もあり、秘密として扱ってきたものについて、具体的な判断を踏まえて指定している。

- ④ トップシークレット、シークレット、サードパーティー
ルールが提供された資料に表示されているのが通例で
あり、それらを参考にしつつ実質的に決定している。

n 指定書における記述の在り方

指定書だけでは特定秘密の指定の適否の判断はできず、
本日の説明を受けて一定の理解ができた。指定書に特定
秘密に係る具体的記述をすることはできないか。今後の
記述の在り方について検討してもらいたい。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

承った。

エ 総務省

平成 27 年 8 月 27 日、総務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

- 総務省の特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であり、在日米軍が使用する設備ごとに 2 件指定している。
- 在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米の無線設備間の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。当該調整に当たり、総務省は米軍が使用する周波数に関する文書を受領しており、このうち米国政府によりシークレットと分類されている文書を特定秘密に指定している。
- 1 件目は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、(不開示情報)に関するもののうち、シークレットとして提供されているものである。2 件目は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、(不開示情報)に関するもののうち、シークレットとして提供されているものである。

b 指定の理由

- 指定の理由について、当該特定秘密は、運用基準Ⅱ 1 (1) の特定秘密保護法別表第二号イ関連の事項の細目である外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに該当し、公になっていないためである。
- 本情報が漏えいすることにより、我が国に対し(不開示情報)を企図する国において、その対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易になる等、我が国の安全保障に著しい支障を与えることになるため、特に秘匿する必要がある。

c 特定秘密の管理

当該特定秘密の管理体制については、総務省総合通信基盤局長が指定する職員のみが取扱いの業務を行っており、総務省特定秘密保護規程に基づき管理を行っている。

d 不開示理由

特定秘密の概要のうち、一部を不開示情報とした理由は、公にすることにより当該設備の重要性が明らかになることで、我が国に対して害意を有する第三国等が企図する妨害行為の優先的な対象となる等、在日米軍の活動に重要な支障を来し、我が国の安全が害されるおそれがあることから、情報公開法第5条第3号に該当するものとして、不開示情報としている。

e 指定の有効期間

本指定の対象情報は、米国より特段の扱いを求められる限り、特定秘密として指定することが適切であると考えている。指定の有効期間は、本情報が在日米軍の使用する設備に関する情報であることを勘案し、5年以内に本指定の対象情報の取扱いに係る米国からの要求が変化することはないと判断し、5年としている。有効期間経過後も、米国より特段の扱いを求められる限り、引き続き特定秘密として指定することが適切であると考えているが、現時点で今後の見込みを述べることは困難である。

f 適性評価の実施状況

平成27年6月30日時点で、総務省において適性評価を了した職員の数2名、適合事業者の従業員数は0名である。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 公知の情報を不開示情報とする理由

公知の情報を不開示情報とする理由及び不開示情報とすることについて外国政府からの要請の有無について伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

不開示情報について、ある程度対外的には認識されている情報と思うが、特定秘密に該当する情報であるという点については、公にすることによっていろいろな問題

が生じてくるだろうという考えからである。また、該当部分を不開示とすることについて米国等からの要請は特段受けていない。

b 総務省が自衛隊の周波数情報を特定秘密として管理していない理由

総務省が自衛隊の周波数情報を特定秘密として管理していない理由について伺いたい。日米の無線設備間の混信防止の観点で特定秘密としているとの説明であれば、両方管理する必要があるのではないか。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

防衛省の関係については、防衛省サイドで特定秘密かどうか判断する事項であると考えている。在日米軍に関する資料は、分野ごとに各省が持っているが、周波数に関しては総務省が保有している情報である。防衛省が電波を使うに際して、当該使用に係る調整等を当省と防衛省の間で行っているが、当該調整に必要な情報として防衛省から当省に提供される情報が特定秘密に該当するかは、防衛省において判断するものと認識している。

オ 法務省

平成 27 年 8 月 24 日、11 月 19 日及び平成 28 年 1 月 20 日、法務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

- 法務省では、平成 26 年末時点で 1 件の特定秘密を指定している。その内容は、(不開示情報)について我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関する情報である。
- 当該情報については、その対象となる(不開示情報)に際し、入国管理局職員が関係法令の規定に従い関係機関とともに行う適時適切な対処に係るものが含まれていることから、入国管理局において保有するものであり、法務省特定秘密保護規程に基づき、入国管理局長が特定秘密管理者として特定秘密の保護に関する業務を管理している。

b 指定の理由

- 本情報は、運用基準に定める特定秘密の指定の 3 要件に当てはめると、別表該当性については、別表第 2 号、外交に関する事項のロの b、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に該当する。
非公知性については、当該情報は公になっていない情報である。
- 次に、特段の秘匿の必要性については、これが明らかになることにより、外国政府によって対抗措置が講じられ、我が国の領域への侵害行為が容易となる、又は外国政府との交渉が不利になるなど、我が国の領域の保全に著しい支障を与えることとなるため、特に秘匿する必要があると認められるものである。

c 特定秘密の指定及び管理

- 本情報は、他の行政機関から提供を受けて特別管理秘密に指定していたものであることから、特定秘密の指定に当たり、当該行政機関と調整の上、指定したものである。
- 本特定秘密の管理体制については、特定秘密指定書において、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を限定するとともに、法務省特定秘密保護規程に基づき、適

切に管理している。

d 適性評価の実施状況

適性評価を了した法務省職員の数、平成 27 年 6 月 30 日現在で 23 名であり、適合事業者の従業員はいない。

e 不開示理由

特定秘密指定管理簿に記載している指定に係る特定秘密の概要のうち不開示部分については、当該部分を公にすることにより、危機管理体制に重大な影響を及ぼすことになり、国の安全が害されるおそれ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなどがあることから不開示としている。

f 指定の有効期間

特定秘密の指定の有効期間については、提供元の行政機関とも調整を行い、指定の対象情報に係る諸情勢が変化すると考えられる時期を勘案した結果、当該諸情勢が少なくとも 5 年以内に変化することはないと判断し、5 年とした。なお、有効期間経過後の更新の見込みについては、その時点における本情報を巡る状況の変化を勘案し、また、当該行政機関と調整を行う必要があることから、現時点において見込みを述べることは困難である。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 不開示情報の概略

(不開示情報)とは、どのようなことが概略予想されているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

我が国の領域へ侵害行為が発生した場合に、適時適切な対処をするためのオペレーションに関する情報である。

b 内閣官房の指定管理簿との不整合

内閣官房の指定管理簿では、平成 25 年 8 月に作成された政府の方針等が特定秘密に指定されている旨記載されているが、法務省では同時期の指定が無い理由について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

内閣官房の指定管理簿を見ていない。同時期のもので、法務省で指定しているものはない。

c 人物群等の情報と特定秘密

テロリズム、安全保障、危機管理等の観点から注意しなければならない人物群等の情報があると思うが、特定秘密ではないのか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

秘密として厳重に管理するが、特定秘密の指定をするかどうかを精査した結果、特定秘密に当たらないという結論に至った。

d 特定秘密管理者を指定する仕組み

通例、特定秘密を指定する権限を持っている大臣等が指定する者を特定秘密管理者としていることが多いが、法務省の内規では、特定秘密管理者は、特定秘密を扱うことがあるときは、その部局の長等のように自動的に決まる仕組みになっているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

そのとおりである。

e 特定秘密管理者の官職を不開示とする理由

- ① 8月24日の会議録中特に秘密を要するものと決議を求める内容について、特定秘密管理者の官職を不開示することに合点がいかない。具体的理由について伺いたい。特定秘密管理者の官職を不開示とすることについて再度検討してもらいたい。
- ② 他省庁との比較において、他省庁で公開しているものが、なぜ法務省だけ特定秘密管理者の官職を開示できないのか。外国政府においても同等の部局が存在することから、法務省の当該部局名を不開示とすることは理解できない。

【平成27年11月19日審査会】

なお、本審査会調査における各委員からの指摘を受け、特定秘密管理者の官職及び当該部局名等について、法務省から、法施行後1年間の運用状況等を踏まえ、改める旨の申出があり、これを認めた。

【平成28年1月20日審査会】

(答弁)

- ① 特定秘密が1件であるため、これを明らかにすると当省に存在する特定秘密の内容が推測されるおそれがあり、妨害行為や不当な働きかけ、秘密の漏えい、業務の支障など危機管理上の支障が生じる。そのため、情報公開法に基づく情報公開請求がなされた場合においても、部分開示の対応をとっている。
- ② 開示することにより特定秘密の内容が推測されるおそれがある。ご意見は承るが、情報公開請求においても不開示として扱っている。

カ 公安調査庁

平成 27 年 8 月 24 日及び 9 月 25 日、公安調査庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

公安調査庁では、平成 26 年末時点で 10 件の特定秘密を指定している。

b 外国政府との情報協力関係

(a) 特定秘密の概要

2 類型 2 件の指定をしており、外国政府において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報であって、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関するものである。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、公安調査庁と相手国政府との協力に係る業務内容が明らかになり、情報収集の対象により情報保全強化の措置が講じられ、相手国政府との信頼関係のみならず、他の外国政府からの情報保全体制への信頼が著しく損なわれるなど、公安調査庁による情報収集活動が滞ることなどにより我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿を要するものとしている。

c 人的情報源関係

(a) 特定秘密の概要

1 類型 1 件の指定をしており、人的情報源となった者のうち、特定有害活動の防止に関する重要な情報を入手するための人的情報源で、特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものに関し、第一に、その者が公安調査庁における当該重要情報の人的情報源である事実又はあった事実、第二に、収集、分析することによりその事実が明らかとなるおそれがある情報である。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれるほか、対象組織において情報保全強化の措置が講じられるなど、特定有害活動の防止に関する重要情報を収集することができなくなるおそれがあるため、特に秘匿をする必要がある。

d 特定有害活動の実行の意思、能力の関係

(a) 特定秘密の概要

1 類型 1 件の指定をしており、特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報のうち、活動の計画、方針及び準備に関する情報、活動を行い、又は支援する団体又は個人の動向に関する情報に該当するものである。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかになると、我が国がどのような情報を情勢判断の指標等としているかが明らかとなり、情報操作が施され、情報保全強化の措置が講じられるなどして情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿を要するものである。

e 衛星情報の関係

(a) 特定秘密の概要

1 類型 5 件の指定をしており、情報収集衛星等の収集・分析対象及び識別能力に関する情報であり、平成 22 年から 26 年まで、合計 5 件を指定している。いずれも、画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象及び収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報であって、内閣衛星情報センターから提供を受けたものである。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、我が国がいかなる情報を情勢判断の指標等としているかが明らかとなるとともに、情報収集衛星の識別能力が明らかとなるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿を要するものである。

f 内閣情報調査室から提供を受けた内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

1 類型 1 件を指定しており、内閣情報調査室が外国政府等と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法であり、相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものである。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、内閣情報調査室と相手国政府との情報協力業務の手の内が明らかになり、情報収集の対象により情報保全強化の措置が講じられ、相手国政府との信頼関係のみならず、他の外国政府等の我が国の情報保全体制への信頼が損なわれるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

g 特定秘密の管理

- 特定秘密管理者は、公安調査庁調査第二部長を充てている。又、特定秘密の取扱業務を行う部署は調査第二部となっている。
- 管理体制については、人的には、取扱業務者を公安調査庁長官、公安調査庁次長、公安調査庁調査第二部長及び公安調査庁調査第二部長が指名する職員としているほか、職員に対する特定秘密の保全教育を実施している。物的には、特定秘密文書等を取り扱った際に、当該職員の氏名、取扱いの日付等を記録するほか、文書等を三段式文字盤鍵のかかる金庫等の施錠可能で十分な強度を有する保管庫で管理するなどしている。

h 指定の有効期間

指定の有効期間は、各特定秘密が今後少なくとも5年程度の間漏えいした場合、情報収集活動に対する影響等が非常に大きく、我が国の安全保障に与える支障の程度が著しいものと考えられることから、法の許す範囲で最長の期間の保護が必要であると判断し、いずれの特定秘密についても有効期間を5年間と設定したものである。

また、更新の見込みについては、その時点における状況の

変化を勘案する必要があるので、現段階で見込みを述べることは困難である。

i 適性評価の実施状況

適性評価を了した職員の数については、平成 27 年 6 月 30 日現在で、職員 3 名が適性評価を了している。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a テロリズムに関する特定秘密の指定状況

特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報について特定秘密の指定がされているが、テロリズムについて同様の情報は指定していないか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

様々な情報を収集しているが、現時点で、テロリズムに関する情報について特定秘密の要件を満たすものがないと判断した。

b 平成 21 年以前の衛星情報等に関する情報提供の有無

平成 21 年以前の衛星情報等に関する情報は提供されていないか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

内閣官房からは平成 16 年から衛星画像等の提供を受けているが、特定秘密保護法施行時に平成 21 年以前の衛星画像等は保有していない。

c 情報収集手段と特定秘密

情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集手段で得られた情報は特定秘密とならないか。またその場合の情報収集活動はどのようなことを行っているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

様々な情報収集活動をしているが、現時点で特定秘密として取り扱うべきものは保有していない。特定秘密とは関係ないが、公然情報の収集やその他にも情報収集手

段はあるが、主に人的情報源による情報収集活動が公安調査庁の中心となっている。

d 特定秘密に指定する情報の範囲①

① 公安調査庁の特定秘密の指定について、特定有害活動、テロに関する情報をそれぞれ1件として束ねているが、対象となっている団体や個人の範囲が限定されたものとなっているか。特定有害活動又はテロのおそれのある個人・組織が対象となることでは、範囲が広すぎるのではないか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

外国政府から提供された情報については、団体や個人別に指定した場合、公安調査庁の情報関心等が推察される懸念があることから、対象情報をまとめた形で記述し、1件の特定秘密として指定しているものである。対象情報の記述と指定の理由に照らせば、情報の範囲が明確である上、取扱業務に携わる者にとって何が特定秘密であり、何が特定秘密でないのかが明らかになるよう指定されている。

e 特定秘密に指定する情報の範囲②

② 特定秘密に指定している特定有害活動の実行の意思・能力に関する対象の概要、数について伺いたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

対象については様々なものがあることからカウントすることは困難であり、今後、精査をして参りたい。

f 外国との情報協力①

① 各省において外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国について、国名や数など特定をした説明をしていただきたい。

② 国名自体が特定秘密に該当するとは思わないがどうか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

① 提供元も国名の秘匿を前提に情報を提供しており、国名

自体が特定秘密に該当している（指定書において「当該情報をどの外国政府から入手したかという情報源を示す情報を含む」と明記）。なお、情報の開示については審査会からの求めがあれば検討をいたしたい。

- ② 外国の関係については、情報源も含むため、それ自体が特定秘密である。

g 外国との情報協力②

- ③ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるのか。
- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国が「シークレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」と、基準があいまいなものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ⑤ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるのか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

（答弁）

- ③ 外国政府において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられていることのみを根拠に、特定秘密に指定するものではなく、情報が特定有害活動又はテロリズムの防止に関するものであるほか、別表該当性を満たすかということが必要となる。
- ④ 公安調査庁の特定秘密の指定としては、「シークレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」というような指定の仕方をとっていない。公安調査庁の指定書には、「相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの」と記載しており、その同等性の判断として、相手国の秘密保護制度について、秘密区分や

取扱業務者の範囲の制限、漏えいに対する罰則の有無等を確認し、これらを総合的に考慮し、「同等」と判断している。

- ⑤ 情報の提供元に対し、特定秘密保護法における保全措置を説明した上で、当該情報について特定秘密保護法に基づく保全措置の要望があるかを確認している。

h 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集で得られた情報関係

- ① 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報収集以外の情報収集手段、またそれによって得た情報の概要を示されたい。それらの情報を特定秘密に指定しないことの適正さがチェックできない。
- ② 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の具体的な情報収集手段の内容及びそれらの情報収集手段によって得られた情報を特定秘密に指定した場合の指定書への当該情報収集手段の記載の有無について伺いたい。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集手段としては、公開情報、国内関係機関から入手した情報、調査官による現認調査によって得られた情報である。これらは、特定秘密の要件を満たすものはないと判断している。
- ② 一般論として、公開情報、国内関係機関からの情報等は、非公知性を満たさない、又は特段の秘匿の必要性がないことの方が多い。また、現認調査で得られた情報は、一般的に別表該当性を満たさない場合が多い。

キ一① 外務省（大臣官房）

平成 27 年 8 月 24 日及び 9 月 25 日、外務省（大臣官房）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

大臣官房からは暗号の説明をしたい。4 件の特定秘密は、暗号のアルゴリズム仕様書であり、これは、公電秘匿用暗号、ファイル秘匿用暗号、ネットワーク秘匿用暗号、公衆網秘匿用暗号、の 4 種類である。アルゴリズムとは、暗号をかけ、あるいは暗号を解読するときのための取り決めである。

b 指定の理由

- 当該情報が漏えいすると暗号のルールが知られ、暗号文が解読される大きな手がかりとなり得るので特定秘密に指定している。
- 特定秘密の指定に係る 3 要件と外務省の暗号との関係について、外務省の暗号は、別表第 2 号の外交に関する事項の中のホ、外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号に含まれており、別表該当性がある。
- 外務省の暗号は、外務省独自に開発したものであり、不特定多数の人に知られていないため、非公知性を満たしている。また、暗号の解読のアルゴリズムが漏えいすると、暗号の仕組みが露見し、暗号の解読の大きな手がかりとなり得ることから、これを特に秘匿する必要がある。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密情報の共有範囲

大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官などの幹部のどこまでが指定された特定秘密の情報を共有しているか。また、他の部局と共有するケースもあり得るが、どのような管理がなされているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

（答弁）

大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官は全体として共有している。また、他の部局との関係については、”

Need to Know” の原則¹³により、その秘密が必要となる部署との間で共有するようにしている。

b 特定秘密の指定の在り方

- ① 特定秘密の指定に当たり、特に外務省は1局1件のような指定の仕方になっているが、そのような指定となっている理由は何か。また、実際に、局の中の文書の管理と、指定すべきものとそうでないものの区分はどのように行っているか。
- ② 外務省の指定書は特定秘密に指定すべきものを指定するとしか見えない。運用基準に定める他の情報と区別することができるように記述することが満たされておらず、細分化することが必要ではないか。業務の中で、特定秘密にすべきものとその他の文書とを比較して、区別できるような基準や指定すべき理由がわかるような説明をしてもらいたい。
場合によっては、手続を取った上で、文書及び文書リストを見せていただきたい。
- ③ 大臣官房は省内で指導すべき立場にあるので、他部局に対し、特定秘密の指定の仕方について指導してもらいたい。来年分の指定書の作成に当っては、審査会で是とできない意見があったことをきちんと受け止めてもらいたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① 1局1件のような指定の仕方になっているのは、総合外交政策局、領事局、欧州局だが、全ての局が1局1件となっているわけではない。特定秘密に指定すべきものとそうでないものの区別については、各局において既存の文書を確認し、指定の3要件について注意深く検討し、特定秘密が含まれている文書はファイルに分けて管理している。特定秘密文書を含むファイルは、秘密を扱う業務に従事する職員が具体的に区別できるようにしており、鍵のかかる強固な鋼鉄製の保管庫に保管している。

¹³ 必要最小限の知る必要のある人だけに知らせる原則

- ② 文書の整理は上記①で説明したとおりだが、区別については、秘密を扱う業務に従事する職員が区別できるようにしているつもりである。不十分な点があれば、工夫したい。
- ③ 制度を有効に活用するために、何を特定秘密としているかということが、より具体的にわかるよう指定書の書き方を含め検討の上、留意すべき点は、しっかり引き継ぎをさせていただきたい。

キ一② 外務省（国際情報統括官組織）

平成 27 年 8 月 24 日及び 9 月 25 日、外務省（国際情報統括官組織）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

外務省国際情報統括官組織は、平成 26 年 12 月末時点で、合計 20 件を指定している。

b 外国の政府等から国際情報統括官組織への提供情報

（a）特定秘密の概要

外国の政府等から国際情報統括官組織に対して、特定秘密に相当する保護措置が講じられているものとして提供のあった情報及びそれを分析して得られた情報である。これに関しては、平成 26 年末までに 1 件指定している。

（b）指定の理由

当該情報が漏えいし、また公になった場合、外国の政府等との信頼関係、我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、情報提供や協力関係の存続、進展に重大な支障が生じ得ることから、特に秘匿する必要がある。

c 内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星に関する情報関係

（a）特定秘密の概要

外務省が内閣情報調査室から提供を受けた、情報収集衛星等による情報収集・分析の対象並びに情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報である。これに関し、平成 16 年から平成 26 年まで年ごとに、合計 11 件指定している。

（b）指定の理由

当該情報が漏えいした場合、情報収集衛星の情報収集・分析対象、また識別能力が明らかになり、外国の軍隊等が偽装を施すなどによって活動を隠蔽することが容易となり、情報収集活動が滞るなどのおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

d 内閣情報調査室から提供を受けた内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

外務省が内閣情報調査室から提供を受けた、内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報である。これはさらに二つに分けられ、一つは、情報協力業務の計画及び方法、二つ目は情報協力業務の実施状況及びその業務を通じて提供された情報である。それぞれ、平成 23 年から 26 年まで 4 年間、年ごとに指定し、合計 8 件となる。

(b) 指定の理由

当該情報が漏えいした場合、内閣情報調査室の情報保全体制への信頼が損なわれ、情報収集活動が滞るなどのおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密の指定の在り方

指定書の内容では、所管業務のうち特定秘密に該当するものは、特定秘密に指定すると言っているもので、取り扱っている文書の中で、どれを特定秘密とし、どれを特定秘密としないかは統括官ないしは、その周辺だけの判断となる。個別の文書を特定秘密として指定する際、どのように判断をして特定秘密の対象に絞っているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

外国の政府等から提供されている情報については、相手国が我が国の特定秘密に相当する保護措置を講じているとして、その上で、先方から提供する情報についての保護を求められるものについて、特定秘密として取り扱っている。

b 外国との情報協力関係

- ① 外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国数などについて、説明をしていただきたい。
- ② 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるのか。
- ③ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、基準があいまいなものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めているか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① (不開示情報)
- ② 我が国において特定秘密として取り扱うためには、特定秘密に相当する保護措置が講じられているものとして提供のあった情報を特定秘密として取り扱っている。
- ③ かかる情報について、先方から特定秘密として取り扱うよう要請があれば特定秘密として扱っている。
- ④ 先方からの特定秘密として取り扱う要請に際しては、先方の秘の区分等をあらかじめ把握している。

キー③ 外務省（北米局）

平成 27 年 8 月 24 日及び 9 月 25 日、外務省（北米局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

外務省北米局は、2 件の特定秘密を指定している。

b G S O M I A 関係

（a）特定秘密の概要

平成 19 年に署名された秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（いわゆる G S O M I A）の下で米側から我が国に提供された情報等である。この協定は、日本と米国の間で、軍事情報の秘密を守るために、相互にしっかりとした措置をとるということを定めた協定である。米国から、この協定の下で提供された秘密軍事情報のうち、特定秘密保護法の指定要件に該当するものは、これを適切に管理し、保護していく必要がある。

（b）指定の理由

仮にこれらの情報が漏えいした場合、米国政府との信頼関係、あるいは我が国の秘密保護に関する信用が損なわれて、今後の情報収集活動あるいは安全保障協力が滞る、又はそのおそれがあり、特に秘匿、保護する必要がある。

c 日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等の情報関係

（a）特定秘密の概要

日米安全保障協議委員会（いわゆる 2 プラス 2）の共同発表及び日米防衛協力のための指針（いわゆるガイドライン）に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等の情報である。

平成 27 年 4 月にニューヨークで「2 プラス 2」が行われ、新しいガイドラインが公表されたところである。日米間においては、様々な枠組みで安全保障及び防衛分野における協力のため、様々な検討、確認、協議が行われている。

このような協力に関する秘密情報であって、特定秘密の指定条件に該当するものは適切に管理、保護していく必要がある。

(b) 指定の理由

仮にこれらの情報が漏えいした場合、我が国の安全保障に関する計画、方針、措置その他の手の内、これらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりするおそれがあり、特に秘匿、保護する必要がある。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密の指定の在り方①

- | |
|---|
| <p>① 指定書において、特定秘密とすべきものを特定秘密とすると表現をしていることにより、個別の具体的な表現をしているとは思えない。指定の仕方が抽象的すぎる。指定書を作成するに当たり、外務省内でどのような議論があったか。</p> <p>② 内容がどうであったかを、政府内でも独立公文書管理監の監察を受けるし、情報監視審査会においても過度な指定となっていないか等を確認する。指定の仕方で、適切か不適切かわかる指定をすべきである。</p> |
|---|

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

- ① 特定秘密保護法が定める基準に基づき、厳密に審査し、指定している。
- ② 外務省では、特定秘密保護法の趣旨を踏まえつつ、また、国民の知る権利に十分配慮した上で、特定秘密の指定を行っていると考えている。

b 特定秘密の指定の在り方②

- ③ 実際に、局の中の文書の管理と、指定すべきものとそうでないものの区分はどのように行っているか。北米局の特定秘密の指定について、1件の指定の中にどのような文書が入っているのか、文書リストの提出を求めたい。
- ④ 指定書があいまいで、特定秘密が適正に指定されているかがわからない。文書の総数、タイトル等の一覧がないと、特定秘密の指定の有無の適正さをチェックすることができないため、開示を求める。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ③ 北米局における特定秘密の指定は、平成 26 年 12 月の特定秘密保護法の施行を踏まえ、同法の指定に係る 3 要件を慎重に検討し、判断した。特定秘密文書の管理は適切に行っている。
- ④ 特定秘密が記載された特定秘密文書について、外務省では、その件数、件名について、限られた関係者のみで厳重に管理している。特に文書の件名については、件名自体に秘匿性が高い情報が記載されている場合もあり、極めて慎重な取扱いが必要である。

c 特定秘密の指定の在り方③

- ⑤ 問題は、指定書で特定秘密に該当する情報を特定秘密としてしていると記述していることである。特定秘密が含まれる文書等が類推可能になるように、特定秘密の項目をもう少し細分化するとともに、指定書の記述を詳しくした方が良いと考える。
- ⑥ 来年以降、特定秘密の項目を細分化するとともに、指定書の記載内容について指定される文書等が類推可能になるよう具体的な記載に変更するよう検討してもらいたい。
- ⑦ (⑥の答弁を受けて) 厳選をしているかどうかかわかるために、どういう情報が教えてもらいたい。北米局以外の局も同様の傾向があり、審査会に何度か呼ばれますが、このままいくと、最後まで呼ばれ続けるのは外務省ということになるというぐらいの今の外務省の姿勢があるという認識は持っていたきたい。

(答弁)

- ⑤ 特定の分野を取り出して細分化して分類したとしても、それぞれの分野の中で秘匿度が違う文書が存在するので、特定の分野について、これは特定秘密に該当するとはあらかじめ言えない。また、それぞれの分野が非常に密接に関連している点もある。
- ⑥ ご指摘を踏まえて検討していきたい。
他方、細分化して特定秘密を指定した場合、この分野には特定秘密があるが、この分野にはないということによって特定秘密の日米協力の在り方を推測される可能性もあり、そのため、包括的な指定とされていることをご理解いただきたい。決して、特定秘密文書として、多くを指定することを考えておらず、運用の観点から、非常に厳選している。
- ⑦ (意見のため、答弁なし)

キー④ 外務省（アジア大洋州局）

平成 27 年 8 月 24 日、外務省（アジア大洋州局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報

（a）特定秘密の概要

北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、国民の生命及び身体の保護の観点から重要なものであって、公になることにより、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力が露見し、対抗措置が講じられ、じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの。ただし、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。

（b）指定の理由

- 北朝鮮は、「核保有国」としての地位を追求しており、平成 25 年 2 月に、国際社会の累次の自制要請にもかかわらず、3 度目の核実験を実施した。また、平成 26 年 3 月から 7 月までにかけて、累次の国連の安全保障理事会決議に明白に違反して繰り返し弾道ミサイルを発射した。このように、北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は我が国を含む国際社会全体にとって安全保障上の重大な脅威である。
- 本情報は、我が国の安全保障上の脅威である北朝鮮の核・ミサイル開発の状況を把握するために必要な情報を収集することを目的として、外務省が独自に収集する情報であって、その収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力にも係るものであり、別表第 2 号ハの細目 a 等に該当し、公になっているものではない。
- また、本情報が漏えいすることにより、対抗措置が講じられ、じ後必要かつ正確な情報を入手することが著

しく困難になり、我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがある。

b 北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報

(a) 特定秘密の概要

北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するもの。ただし、拉致被害者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものに限る。

(b) 指定の理由

- 本情報は、北朝鮮による日本人拉致問題に関し、政府認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、別表第2号イのa等に該当し、公になっているものではない。
- 北朝鮮による日本人拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題であるが、本情報が漏えいすることにより、北朝鮮による日本人拉致問題に関して我が国が実施する施策、取組等に関する計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、外国の政府等との交渉又は協力に著しい支障を及ぼしたり、人的情報源の保護に支障を及ぼし、今後の情報収集活動等が滞ったりするなど、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがある。

c 日韓排他的経済水域境界画定関係情報

(a) 特定秘密の概要

日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界画定に係る交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの。ただし、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。

(b) 指定の理由

- 日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉は、現在に至るまで妥結に至っていない問題であるが、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に関わる重要な問題である。
- 本情報は、こうした交渉における、日韓双方の交渉の方針又は結果に関する情報であり、別表第2号イの細目a等に該当し、公になっているものではない。
- また、本情報が漏えいすることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、対抗措置が講じられ、我が国の立場を反映した交渉が困難となること、又は外国政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国政府等との協力が滞ることなどにより我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがある。

d 竹島問題に関する情報

(a) 特定秘密の概要

竹島問題に関する情報のうち、外国政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、

措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの。ただし、我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。

(b) 指定の理由

- 竹島問題は、昭和 27 年韓国政府が李承晩ラインを一方的に設定し、その後の不法占拠以降、現在に至るまで未解決の領土問題及び右に関連する日韓間の外交問題であり、日韓両国のみならず、東アジア地域及び国際社会における重大な関心事となっている。特に、韓国においては、竹島は自国の主権回復の象徴とされており、竹島を自国の領土と考える国民感情が極めて強く、竹島問題に関する我が国の措置等に対して、韓国政府・国民は敏感に反応する傾向にあること等を踏まえる必要がある。
- 本情報は、竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、別表第 2 号イの細目 a 等に該当し、公になっているものではない。
- また、本情報が漏えいすることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国の立場を反映した交渉が困難となること、又は外国政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国政府等との協力が滞ることなどにより我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがある。

e 東シナ海資源開発関係

(a) 特定秘密の概要

東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報のうち、漏洩した場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもので、現に公になっていない情報。

(b) 指定の理由

情報が漏えいすると、安全保障のための我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国の立場を反映した外国の政府等との交渉が困難となる。また、我が国の秘密保護に対する外国政府等の信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがある。このため、特定秘密として指定し、特に秘匿する必要がある。

f 東シナ海における我が国の権益確保に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

東シナ海における我が国の領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、漏洩した場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがある情報である。この特定秘密には、東シナ海資源開発に関する情報は含まれていない。

(b) 指定の理由

情報が漏えいすると、安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置、その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易になり、外国の政府との交渉が困難となるおそれがある。また、我が国の秘密保護への信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがある。このため、特定秘密として指定し、特に秘匿する必要がある。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密の指定の在り方

外務省の特定秘密の指定の仕方は概括的すぎてどのような個別文書が指定されたかわからない。どの文書がどのように指定されたかわかるように、また、特定秘密が厳格に指定されるように特定秘密指定書の記載方法を変更すべきと考える。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

持ち帰り、検討させていただきたい。

b 日朝交渉における人的情報関係

平成 14 年の日朝首脳会談に向けた秘密交渉において北朝鮮側の交渉役であったミスター X なる人物の人的情報が拉致問題の情報の中に含まれているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

それぞれの指定の中にどのような情報が具体的に含まれているか明らかにすることは、持ち帰り、検討させていただきたい。理論的には、交渉に係わることなので、関係する情報源は入りうる。

c 中国関係

- ① 最近公表された東シナ海の日中中間線付近の中国側にある構築物に関する情報が特定秘密であったことの認否及び公表に当たって取られた手続について伺いたい。
- ② 中国の全般的な政権の動向や政治情勢が特定秘密に指定されているか伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

- ① 所定の手続をもって秘密指定解除を行い、公表した。
- ② 指定の理由に照らし該当すれば特定秘密に指定することになりうる。

キー⑤ 外務省（総合外交政策局）

平成 27 年 8 月 24 日、外務省（総合外交政策局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

外務省総合外交政策局では、特定秘密を 1 件指定している。平成 25 年から 26 年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容のうち、漏えいした場合に諸外国の政府との信頼関係に困難を来すとともに、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものである。

b 指定の理由

本情報は、別表第 2 号イ a（a）に該当する情報であり、公になっているものではなく、当該情報の漏えいにより、事態対処のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国政府等との交渉が困難になったりすることとなり、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるため、特定秘密として指定した。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

a 外国政府等との関係

- | |
|---|
| <p>① 説明において「外国の政府との協議の内容」とあったが、外国の政府が複数でなく、単数であるならば、その国名を特定秘密の件名において伏せる必要があるということか。</p> <p>② 周辺有事につき協議している外国の数について伺いたい。</p> |
|---|

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

（答弁）

- ① 協議の相手国、数についても詳細が明らかになると、我が国がどのような範囲で、どういうことに取り組んでいるかということ推察されることになり、また、関係国

との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、答えは差し控えたい。

- ② 国民の生命及び身体の保護に関わる外国政府との交渉のため、相手国は極めて限定されている。

b 補足資料における「登録」の意味

補足資料の特定秘密の具体的な内容に記載されている「平成 25 年から 26 年までに登録された」の意味について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

外務省内で特定の登録という手続があるわけではなく、周辺地域における緊急事態の国民の生命、身体に関わる交渉事といった秘度の高いものとして、平成 25 年、26 年当時から意識的に区別され、認識されているもののことを指している。

キー⑥ 外務省（領事局）

平成 27 年 8 月 24 日、外務省（領事局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

外務省領事局は、大規模事態発生時の邦人退避（1件）について指定している。領事局の所掌事務の1つとして、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関することがある。国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針であり、かつ、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているものを特定秘密として指定した。海外で発生する武力紛争等の大規模緊急事態のうち、多くの邦人を退避させる必要があるような事態を想定している。

b 指定の理由

仮に当該情報の具体的な内容が対外的に明らかになれば、関係国との信頼関係や協力関係が大きく損なわれるだけでなく、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定あるいは実施が困難となり、結果として邦人の生命、身体を著しい危険にさらす事態が生じることと判断し、特定秘密に指定した。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

関係国との協力量針の概要と特定秘密

- ① 補足資料の特定秘密の具体的な内容に記載されている「関係国との協力量針」とは、邦人退避に協力してくれる国及び紛争が発生した当該国なども含む、交渉の結果定められている協力の方針と理解してよいか。
- ② 関係国との協力の方針で、特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているものがあるが、求めているのは協力先の国なのか、それとも我が国の判断なのか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

- ① 御指摘のとおりである。
- ② 協議をしている相手国から、日本政府においても相手国が講じている措置と同等の秘密保全の措置をしてほしいと求められているものである。

キー⑦ 外務省（欧州局）

平成 27 年 8 月 24 日、外務省（欧州局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

外務省欧州局は、1 件指定している。大まかに類型すると、日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、第一に、北方領土問題に関するロシア政府等との様々な交渉の記録である。第二に、これら交渉に臨むに当たっての我が国政府の対処方針、第三に、北方領土問題に関して収集した情報に分けることができる。ただし、これらの情報の中でも、具体的な提案等、特に秘匿することが必要であるものが指定の対象となっている。

b 指定の理由

指定の理由は、当該情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国政府が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針その他の措置が露見し、対抗措置が講じられ、我が国の立場を反映した交渉が困難になるとともに、今後の情報収集活動等が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるため、指定している。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

特定秘密の指定の在り方

欧州局ロシア課の関係において、日露関係で経済関係を除けば北方領土を含まない交渉はない。つまり、北方領土関係のうち、特定秘密にすべきものを特定秘密にしているとの指定書の書き方となっている。個別の文書がどうであるかがわかるような指定の仕方にすべきではないか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

（答弁）

（意見のため答弁なし）

キー⑧ 外務省（IS（イスラム国）関係）

IS（イスラム国）関係については、担当部局等が不開示情報に当たるため、担当部局等を明記せず下記に記載した。

主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密に指定した文書の有無

① 平成 27 年 1 月に発生した IS（イスラム国）による邦人殺害テロ事件の関係で特定秘密に指定した文書は存在するか。できるだけ詳しく説明いただきたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

② イスラム国の人質事件に関する情報収集について、特定秘密の存否のみならず、どのような特定秘密が指定されているか答弁を求める。そうでないと、特定秘密の指定の適正さのチェック、並びに人質事件に対する外務省の取組が検証できない。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

（答弁）

- ① 個別事案が特定秘密に該当するかどうかを公にすることは、外国の政府等との信頼を損なうおそれがある。（以下、不開示情報）
- ② （不開示情報）

b 新聞報道による公知性と特定秘密

① 平成 27 年 1 月に発生した邦人殺害テロ事件の際にヨルダン政府の依頼でイスラム国との交渉に当たったとされる者の氏名が報じられた（読売新聞 平成 27 年 2 月 20 日朝刊）。報道が事実であれば、特定秘密の条件の 1 つである非公知性がなくなると考えるが、このような報道に対し、外務省はどのように対応しているか。

② 一般論として報道により特定秘密に指定されている情報が露見し非公知性が失われた場合の対応について伺いたい。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

（答弁）

- ① その報道を承知していないので、お答えを差し控えたい。
- ② 一般論として、ある情報が報道や外国の政府等により公表され、その非公知性が満たされない状況になれば、運

用基準の定めに従って適切に対応していくことになる。

c 外務省が保有する情報の開示の必要性

本件について、外務省が保有する情報について秘密の区分を明らかにしていただいた上で、今後の様々な国際情勢のことを考えた場合、情報の開示を求める場合もありうる。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

(意見のため答弁なし)

ク 経済産業省

平成 27 年 8 月 27 日、経済産業省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

平成 26 年末時点で、情報収集衛星関係で 4 件の特定秘密を指定している。いずれも、内閣官房から提供を受けた、情報収集衛星等による情報収集・分析の個別具体の対象及び情報収集衛星の識別能力に関する情報である。平成 23 年から平成 26 年の 4 年について、各年ごとに、4 件指定を行っている。

b 指定の理由

指定の理由は、情報収集衛星等の分析対象及び識別能力が明らかになることにより、撮像対象となるものに偽装や隠蔽を施されて情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるために、特に秘匿する必要がある。

c 特定秘密の管理体制

特定秘密の管理体制については、経済産業省における特定秘密の管理に関する規程という内部規程を整備している。これに基づき、各局の事務を掌理する局長を特定秘密管理者とし、各局ごとに取扱いの業務を実施することとしている。実際の管理体制として、現在指定されている特定秘密は、宇宙産業や宇宙利用に関する事務を掌理する製造産業局長を特定秘密管理者とし、大臣官房や製造産業局の関係職員において管理している。

d 適性評価の実施状況

経済産業省において、6 月 30 日現在、適性評価を経て特定秘密を取り扱える職員は 10 名いる（資源エネルギー庁は外数）。また、事業者には特定秘密の保有はさせていない。

e 指定の有効期間

指定の有効期間の決定理由等については、指定の対象情報に係る諸情勢が変化すると考えられる時期を勘案した結果、5年以内に変化することが考えにくいと判断したため、内閣官房と同様に5年とした。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 経済産業省が情報収集衛星の情報を保有している理由

情報収集衛星の情報は中身そのものと分析対象も特定秘密だと思うが、経済産業省が当該情報を保有している理由を伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

資源エネルギーに関する情報が含まれている。

b 製造産業局長が特定秘密管理者である理由

- ① 特定秘密管理者の官職は宇宙産業や宇宙利用を担当している製造産業局長とのことだが、宇宙産業、宇宙利用と特定秘密の性質とどのような関わりがあるか。
- ② 宇宙産業には様々な分野があるが、その中で外交安全保障に係るものが特定秘密にするのであって、宇宙産業であれば、どの分野でも特定秘密にしていけないというものではない。その区別の認識について伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

- ① 製造産業局では、宇宙衛星に係る部品や様々な技術開発等の支援など、宇宙産業に関する産業政策を実施している。その中で、技術的に、どの程度の精度で情報収集が可能かということを含めて宇宙に関する産業面を横断して担当しているため、経済産業省として、製造産業局を窓口として決めたものである。
- ② 経済産業省が保有している特定秘密は、情報収集衛星等により収集された画像情報である。それに附帯して、どこの情報を入手したかということが基本的に明らかとなる。

その画像情報は、資源エネルギー開発等を含む経済産業政策の要請に必要な範囲で内閣官房から受領し、共有

しているものである。平成 23 年以降、特定秘密保護法の施行前に既に内閣官房から受領し、法の施行のタイミングで有していた情報について、特定秘密の指定を行ったものである。

そのため、今後、経済産業省が、内閣官房から提供を受ける情報収集衛星等の画像情報等について自ら特定秘密の指定を行うことは考えにくい。全て内閣官房が保有をしている特定秘密の範囲内に包含されており、独自のものを持っているわけではない。

c 資源エネルギー庁が特定秘密の指定をしない理由

資源エネルギー関係の情報であるにもかかわらず資源エネルギー庁が指定せず、本省の製造産業局が特定秘密を保有している理由を伺いたい。また、宇宙産業ではなく、エネルギー資源の観点から特定秘密として指定したのではないか。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

エネルギー関係を包含しており、経済産業政策で必要な範囲のものを内閣官房から法の施行前に受領しており、法の施行のタイミングにおいて、経済産業省内では、製造産業局のみが持っていたので、資源エネルギー庁として指定していない。

特定秘密保護法の施行前に資源エネルギーの開発等の観点から内閣官房から提供を受け保有していた情報収集衛星の画像情報を今回、特定秘密に指定した。

情報収集衛星の画像情報の分析の精度等について、その詳細が明らかになるということを避けるためであり、エネルギー政策上、特定秘密の指定をしたという認識はない。

d 情報監視審査会における政府答弁の在り方

情報監視審査会は、特定秘密が政府内でどのように共有され、管理運営されているかを確認し、適切かどうかを見るところである。どのような画像なのか、何を目的とするもののかななどを一定程度答えられる準備をお願いしたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

(意見のため答弁なし)

ケ 海上保安庁

平成 27 年 8 月 27 日及び 11 月 19 日、海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

- 海上保安庁は、平成 26 年末時点において 15 件の特定秘密を指定している。これらの特定秘密は、海上の安全及び治安に重要な影響を与える事態への対処並びに当該事態の発生の防止に関する事務の整理を所掌している海上保安監が特定秘密管理者として管理している。
- 15 件の内訳は、内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務関係が 3 件、内閣情報調査室から得た情報収集衛星関係が 11 件、外国政府との情報協力業務関係が 1 件となっている。

b 内閣情報調査室から提供を受けた内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

- 2 種類の情報を指定している。一つ目は、内閣情報調査室による外国政府等との情報協力業務の計画及び方法（2 件）である。本情報は、内閣情報調査室から海上保安庁に提供された情報であり、特定秘密指定管理簿では、平成 26 年と平成 25 年の年ごとに、内閣情報調査室が外国政府等と行う情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものである。
- 二つ目は、内閣情報調査室が行った外国政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて同室に提供された情報である。本情報は、内閣情報調査室から提供された情報であり、平成 26 年中に内閣情報調査室が行った外国政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの並びにそれを分析して得られた情報である。

(b) 指定の理由

内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務関係では、2類型について合計3件指定しており、これらの特定秘密が明らかになることにより、情報収集の対象において情報保全強化の措置が講ぜられ、情報収集活動が滞るなどのおそれがあるため、特に秘匿をする必要がある。

c 内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

内閣情報調査室から提供された情報11件を指定している。内閣衛星情報センターが衛星等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象と、内閣衛星情報センターが情報収集衛星等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報のうち、情報収集衛星の識別能力を正確に察知され得るものである。

(b) 指定の理由

この特定秘密が明らかになることにより、撮像対象となるものに偽装、隠蔽を施されて情報収集活動が滞るなどのおそれがあるために、特に秘匿する必要がある。

d 海上保安庁が行った外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報関係

(a) 特定秘密の概要

相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの並びにそれを分析して得られた情報である。

(b) 指定の理由

この特定秘密が明らかになることにより、外国の政府からの情報保全体制への信頼が損なわれて情報収集活動が滞るなどのおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

e 適性評価の実施状況

平成27年6月30日現在で、適性評価を了した海上保安庁職員は40名、適合事業者の従業員は0名となっている。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 内閣情報調査室から得た情報関係

- ① 内閣情報調査室から提供された画像情報は、海上保安庁の任務に照らし、対象国の船舶等の態様、動向、性能等に関する情報であるとの認識でよいか。
- ② 内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務について、計画と方法については、平成 26 年、25 年分があるのに対し、実施状況等については平成 26 年分の指定しかない理由について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

- ① 内閣情報調査室が行う情報協力業務に関する情報は、海上保安庁が業務を遂行する上で、極めて必要であるという中において提供を受けている。船舶等に関する情報も含まれている。
- ② 内閣情報調査室から提供を受けた情報であるため、具体的な内容は内閣情報調査室にお尋ねいただきたい。平成 25 年以前の指定については、内閣情報調査室から提供を受けていないため指定はしていない。

b 外国政府との情報協力関係①

- ① 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務については、相手国における海上保安庁のカウンターパートとの情報協力関係を指しているか。
- ② 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務について、指定の対象期間を平成 26 年のみとした理由及び指定の有効期間を 2 年とした理由について伺いたい。
- ③ 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務について、計画及び方法に関する特定秘密はなかったか。
- ④ 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務で外国政府から提供を受けた情報の保存期間が 1 年であれば、特定秘密指定の有効期間を 2 年とする必要がないのではないか。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

- ① 海上法執行機関として、同様な機関からの情報もあるが、すべてが特定秘密に当たるものではない。特定秘密にカ

ウンターパートの職員との情報交換も含まれるものである。

- ② 平成 26 年のみ指定したのは、それ以前のは海上保安庁に書面で提供されていたが、特定秘密保護法施行前に保存期間満了のため、全て廃棄したためである。2 年の指定の有効期間については、情報の性質に鑑み、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間としている。当該情報の性格として、個別の事象について提供される情報、現在進行中の事案についての情報のため、活用できる期間が非常に短いと考えられる情報のためである。
- ③ 相手方の国で特定秘密保護法に相当するような措置が講じられたものであると確認されたものがなかったため、指定しなかった。また、我々の方から他省庁に提供している中で特定秘密は今のところない。
- ④ 基本的に状況により、指定期間を最小限にしたいと考えている。今の状況の中で、動いているオペレーションということ念頭に置いた場合、必要最小限を 2 年と判断した。

c 外国政府との情報協力関係②

- ⑤ 各省において外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国について、国名や数など特定をした説明をしていただきたい。
- ⑥ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるのか。
- ⑦ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国が「シークレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」と、基準があいまいなものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ⑧ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全

の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ⑤ (不開示情報)
- ⑥ 外国政府が特定秘密保護法に相当する保護措置を講じているかは、特定秘密保護法の運用基準の必要条件であるが、このことのみをもって判断するのではなく、特定秘密の 3 要件に該当するかどうかで判断している。
- ⑦ 外国政府と具体的な情報のやり取りを開始するに際し、情報の秘密区分やその表示等の取扱い方法について相互に確認する。それ以降は、確認したことを前提にやり取りをしている。事前に相手国と我が国との間で情報保全措置が確認できているので曖昧なことはない。いずれにしても、3 要件に該当するかどうかで判断している。
- ⑧ ⑦のとおり、事前に相互確認をした上でやり取りをしているので、その都度情報保全の求めがあるわけではない。特定秘密保護法の措置と同水準の措置をとることを相手国との間で確認を行った。

d 外国船舶関係

- ① 海上における巡視警戒活動で得た外国船舶に関する情報の取扱い及び友好国への情報提供の状況について伺いたい。
- ② 外国船舶が行っている通信についての傍受の有無及び特定秘密の該当性について伺いたい。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 海上における巡視警戒活動から得られる情報は様々であるが、特定秘密の 3 要件に該当し、特定秘密に指定するものはない。他方、これらの情報は、外国の関係機関に情報を提供することもある。今後、特定秘密に該当するものがあれば特定秘密に指定していく。
- ② (不開示情報)
チャンネル 16 (国際 V H F) など一般的な通信の中で話す内容について、関係機関と連携することができるが、

その内容は今のところ特定秘密ではない。

e 特定の情報協力国と情報交換を行うようになった経緯

特定の情報協力国と情報交換を行うようになった経緯及び理由を伺いたい。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

特定秘密については、特定の情報協力国とのやり取りがあったということであり、その他の関係国ともやり取りはあるが、特定秘密ではない。

f 指定期間の理由

指定した特定秘密のうち、現在進行形の情報であり、指定期間も短いものがあった。詳細について伺いたい。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

一般論として申し上げますと、ある情報を入手した場合、公開前は非公開の取扱いとなり、ある分析が入ることによって、特定秘密の指定を受けることはある。その情報がホームページ等に掲載されるなどによって、公開情報となり、一過性の情報と認識されることはある。

コー① 防衛省（防衛政策局¹⁴）

平成 27 年 8 月 27 日及び 11 月 19 日、防衛省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

（防衛省全体）

a 特定秘密の概要

- 平成 26 年 12 月末時点で 247 件の特定秘密を指定している。このうち 246 件は、特定秘密保護法附則第 5 条の規定に基づき、防衛秘密として指定していたものを特定秘密に移行したもので、同法の施行日以降に新たに特定秘密として指定したものは、内閣官房による情報収集衛星関係の指定に伴う 1 件である。
- 事項別の指定状況については、法別表第 1 号イ、自衛隊の運用等に関する情報として 55 件、同じく別表第 1 号ロ、電波、画像等の情報として 29 件、同じくハ、情報の収集整理、能力として 5 件、ニ、防衛力の整備等に関する情報として 15 件、へ、情報網の構成等として 1 件、ト、暗号として 85 件、チ、武器等の仕様等として 57 件となっている。

b 指定の理由

指定理由について、我が国の安全を確保するための行動、対処方針又はその能力については、相手方に手の内を明らかにしてしまうと防衛省・自衛隊の活動が有効に機能しなくなるおそれがあること、また、防衛省・自衛隊の情報収集体制や収集、分析した情報が明らかになることにより防衛省・自衛隊の情報収集能力の損失につながることで、外国政府等から提供された情報にあっては、信頼関係を損ない、今後の情報収集活動や運用協力を支障を来すおそれがあること、これらの理由から、防衛省において特定秘密として指定したものである。

¹⁴ 平成 27 年 10 月 1 日、防衛省の組織改編に伴い、防衛政策局の所掌事務の一部が変更された。

c 適性評価の実施状況

適性評価の実施状況については、平成 27 年 6 月末時点での適性評価の実施人数は、防衛省職員 48 名、適合事業者従業員は 0 名であった。なお、防衛省における特定秘密の保護については、訓令を定めて実施している。

(防衛政策局関係)

d 特定秘密の概要

- 72 件指定している。法別表 1 号イ、自衛隊の運用に関する情報としては 17 件を指定しており、その内訳としては、情報収集、警戒監視活動に関する情報が 4 件、自衛隊と米軍との役割分担や能力に関する検討など、米軍との運用協力に関する情報が 13 件である。
- 法別表第 1 号ロ、電波、画像等の情報として 26 件を指定しており、その内訳として、防衛省・自衛隊が収集した電波、画像等の情報が 15 件、外国政府等から提供された電波、画像等の情報が 10 件、これらを分析して得られた情報が 1 件である。
- 法別表第 1 号ハ、情報の収集整理、能力として 5 件を指定しており、その内容として、防衛省・自衛隊が行う収集・分析に関する計画、規則が 5 件である。
- 法別表第 1 号ニ、防衛力の整備等に関する情報として、15 件を指定しており、その内訳として、内外の諸情勢見積もり又は方針に関する情報が 3 件、能力の見積もり又は研究に関する情報が 10 件、防衛力の整備に関する検討のうち米軍との防衛協力に関する情報が 2 件ある。
- 法別表第 1 号チ、武器等の仕様として 9 件を指定しており、その内訳として、潜水艦の安全潜航深度を示す能力など性能に関する情報が 8 件、外国政府から提供された武器等の性能に関する情報が 1 件となっている。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 潜水艦に関する指定の仕方

潜水艦に係る情報が「おやしお」だけ具体名が出て、あとは年度で区切ったり、抽象的になったりしている理由の説明を求める。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

潜水艦の安全潜航深度、水中航続時間等について3種類に分けて特定秘密として指定されている。具体的には、一つは「おやしお型」、その次に、「平成16年度製造潜水艦型潜水艦」で具体的には「そうりゅう型」のことである。現在自衛隊が運用している潜水艦は以上の二つの型であるが、それ以外に自衛隊は練習潜水艦を保有しており、これが三つ目にあたる。また、この三つ目には将来新しく建造される潜水艦の計画も対象となる。

b 部隊行動基準（ROE）の秘密保全上の取扱い

① 平和安全法制が成立した場合に、部隊行動基準（ROE）を書き換かえると思うが、新たなROEの秘密保全上の取扱いについて伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

② 自衛隊のROEに関し、「特定秘密のように極めて厳格な秘密として保持しなければいけないというものにはなじまないので、率直に申しますと、より軽いレベルの秘密として取り扱わざるを得ない」旨の答弁があったが、特定秘密保護法の趣旨の根幹を否定する運用ではないか。説明を求める。

③ そもそもROEは、漏れても特定秘密のように罰則をかけるほどのない、その程度の秘密であるのか、それとも、以前の答弁のように部隊の運用上、仕方なく特定秘密に指定していないということか。

④ ROEに関して、自衛隊員のリスクに関わることであり、国会でも関心の高いところである。防衛省・自衛隊においても、新たな任務に対するROEを作成していると承知しているが、当審査会がROEの内容について説明を求めた場合、対応可能か伺いたい。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

① ROEなど部隊運用に関わる基準や行動規則等については、情報の内容により秘の区分が決まってくるものであると認識している。

② ROEを特定秘密ではなく秘として扱っている理由について、平易に答弁するべく、ROEが保全を要し、か

つ関係する部隊に知らしめる必要があるという特性を有している趣旨を説明したものである。これまで、その秘密区分を恣意的に変更したことはなく、引き続き、特定秘密保護法の趣旨の根幹を否定するような運用はしない。

- ③ ROEは、部隊が取り得る具体的な対処行動の限度を示すものであり、秘匿を要するものと考えている。他方、行動は、法令等の範囲内に制限されていることが明らかであり、特定秘密として秘匿する必要はないと考えている。従前も防衛秘密として指定しておらず、従前のレベルを維持したということである。
- ④ ROEは、現行は省秘として扱われているが、将来は、その秘匿の必要性のレベルに応じて適切に判断する必要がある。審査会において、具体的な内容について説明できると考えている。

c 同盟調整メカニズムにおける協議内容の秘密保全上の取扱い

日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日）で合意された同盟調整メカニズムにおける協議内容の秘密保全上の取扱いについて伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

（答弁）

情報の内容によりその取扱いが変わってくる。米側が特定秘密と同等の秘密区分で扱う場合は、我が国も特定秘密として扱うこととなるが、まだ、それに基づいて新たに特定秘密に指定されているものはない状況である。

d 外国の秘密区分と特定秘密の関係

米国や英国など外国の秘密区分と特定秘密との対応関係について伺いたい。単純に考えると、他国でのトップシークレットが我が国の特定秘密に該当すると思うが、我が国がシークレット以上を特定秘密として扱うことになると、我が国の方が大分広がっていると感ずるがいかがか。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

米国は「SECRET」または「TOP SECRET」、英国についても同様の区分が特定秘密に該当するものであると原則論としては考えている。

e 翻訳した文書の取扱い

外国から提供された特定秘密に該当する文書を翻訳した場合、翻訳した文書も特定秘密になるか。また、翻訳した文書を複数部作成した場合の取扱いについて伺いたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

原本のほか翻訳した文書も特定秘密文書となる。翻訳した文書を複数部作成した場合、1 件 1 件特定秘密文書として取り扱うとともに、各文書を厳重に管理し、配付状況がわかるようにしている。

f 外国との情報協力関係①

- ① 各省において外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国について、国名や数など特定をした説明をしていただきたい。
- ② 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるのか。
- ③ 別表該当性を勘案するとの説明だが相手国がどのように情報保全を行っているかについては、非公知性や特に秘匿する必要があることも併せ、特定秘密の指定の 3 要件のうち何がかかっているか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① (不開示情報)
- ② 外国から提供を受ける秘密を特定秘密として指定するか否かは、相手国において当該秘密がどの区分に指定されているかという点と、その秘密の内容の特定秘密の別表該当性の双方を勘案して判断することになる。
- ③ 3 要件の中では、「特に秘匿する必要がある」というこ

とであり、相手国で講じている措置が一つの大きな基準となっている。

g 外国との情報協力関係②

- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国が「シークレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」と、基準が曖昧なものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ⑤ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めているか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ④ 国によっては「SECRET」や「TOP SECRET」以外の秘密の区分もある。その国における秘密区分と保護措置のレベルを確認してから、特定秘密と同等であるか否かを判断しており、基準が曖昧とは考えていない。
- ⑤ 特定秘密を含む秘密情報に係る協力を行う相手方とは、協力を始めるに当たり、秘密区分とその表示等保護措置について、相互に確認し、以降は、それを前提に情報のやり取りをする。我が国からは、特定秘密保護法の施行に当たり、本法の概要について説明するなど、必要な相互確認を行った。防衛省では、特定秘密の前身である防衛秘密と同程度の保護措置を取っており、相手国から追加的に措置を求められることはなかった。

h 特定秘密の指定の在り方

- ① 防衛省の特定秘密の指定はかなり細かい項目で指定をしているが、指定の仕方が不整合であるということは防衛省運用企画局長が認めているところである。今後どのような方針で整理をするか。
- ② 指定の仕方の不整合により、陸上自衛隊の当該文書は保存期間が過ぎたので破棄したとの説明があった。今後、

特定秘密であっても、保存期間が到来したら破棄されるようなことが続くか伺いたい。

- ③ 統合幕僚監部に一元化されたとの説明だったが、保存期間がバラバラなものを特定秘密に指定したことをもって、きちんと保管できるか。
- ④ 調整により、全部が最短に合わされても困る。文書の保存期間の不整合はこれからも続いていくのか。また、破棄した、又は破棄を予定している特定秘密が記載された文書を審査会に報告することについて伺いたい。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 陸・海・空の指定の仕方の不整合について、8月27日に運用企画局長が説明した趣旨は、陸上自衛隊の「防衛及び警備基本計画」については、保存期間が過ぎたので破棄し、指定そのものが不要となったためとの経緯を説明したが、個別に指定の内容だけを比較すると整合性がとれていないものもあるが、文書を保持する必要性の有無が組織ごとに異なるためであって、指定の仕方に問題があったわけではない。今後は、新たな指定をする場合に、関係部署と制度運用の在り方を確認しつつ、指定手続を行っていきたいと考えている。
- ② 従来は、陸・海・空で防衛及び警備基本計画を保持していたが、現在、自衛隊の運用は統合幕僚監部に一元化されており、その他の計画についても関係部署と制度運用の在り方を確認しつつ、不整合のないように手続を行っていきたいと考えている。
- ③ 関係部署と制度運用の在り方を確認しつつ調整しながらやっていきたい。
- ④ 文書の保存期間については、防衛省内で統一的にある種の基準を作っている。その基準に従い、同一性のあるものについては、同様の保存期間を定める等、関係部署とよく連携を取りながらやっていきたい。また、破棄する文書等については、物にもよるが御説明の必要があれば、説明していききたい。

コー② 防衛省（運用企画局¹⁵）

平成 27 年 8 月 27 日、防衛省（運用企画局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

特定秘密の概要

- 運用企画局では 126 件を指定している。
- 法別表第 1 号のイの自衛隊の運用等に関する情報として 38 件を指定している。その内訳としては、自衛隊の訓練又は演習に関する情報が 1 件、情報収集、警戒監視活動に関する情報が 3 件、自衛隊の行動に関する情報が 25 件、自衛隊と米軍の役割分担や能力に関する検討など米軍との運用協力に関するものが 9 件となっている。
- 法別表第 1 号ロ、電波、画像等の情報としては、2 件を指定している。この内容は、防衛省と自衛隊が運用企画局の関係で収集した情報として 2 件を指定している。
- 法別表第 1 号へ、通信網の構成等に該当するものとして 1 件を指定している。この内容は、外国の軍隊との共同作戦において用いる通信網の構成又は通信方法で、1 件ある。
- 法別表第 1 号トの暗号として 85 件を指定している。これは、防衛省・自衛隊で用いる秘匿電話、情報通信ネットワーク等に用いる暗号であり、85 件ある。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密管理者が多数指定されている理由

他省庁では特定秘密管理者は 1 人とするのが通例だが、防衛省においては、特定秘密管理者が多数指定されている理由を伺いたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

（答弁）

防衛省では、訓令において、特定秘密管理者を各機関に 1 名置くこととしている。他方、特定秘密を指定するのは大臣であるが、指定を担当した部局は防衛政策、運用企画、経理装備の 3 局のみである。運用企画局が担当したものについては、運用に関わる見積もり、計画等に

¹⁵ 平成 27 年 10 月 1 日、防衛省の組織改編に伴い運用企画局は廃止された。

ついて必要な人間はそれを知り得ないと問題があるため、広く取扱者を認めているところである。また、暗号等についても実務的に入れ換えをするという作業等も行わなければならないので、実務的な処置をする者も関与する観点からも特定秘密管理者は増えざるを得ない点がある。

b 陸・海・空各自衛隊で指定の仕方に齟齬がある理由

防衛及び警備基本計画について、海上自衛隊及び航空自衛隊の分はあるが、陸上自衛隊がないように見受けられるところがある。また、指定管理簿の特定秘密の概要で「防衛及び警備基本計画」だけ書いてあるものがある。陸・海・空各自衛隊で指定の仕方に齟齬がある理由及び特定秘密の概要における漠然とした記載内容の妥当性について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

前段の陸上自衛隊分がないことについては御指摘のとおりである。防衛省においては、特定秘密保護制度発足以前に、防衛秘密制度があり、同制度では必要がなくなった場合は、廃棄していた。防衛秘密から特定秘密に移行するに当たり、大臣からは駆け込み的に廃棄することがないようにとの指示があり、その全てを特定秘密として指定した。陸上自衛隊分がない理由については、防衛秘密の時に必要ないものと判断して廃棄されていた可能性がある。また、後段の御指摘については、今のところは全部、防衛秘密制度を引き継いでいることが原因である。これについては、継続性の観点があるが、引き続きよく精査し、防衛政策局とも協議し、適切にしていりたい。

c 部隊行動基準（ROE）の秘密保全上の取扱い

平和安全法制が成立した場合に、部隊の安全や任務の成否に関わる部隊行動基準（ROE）を書き換えると思うが、新たなROEの秘密保全上の取扱いについて伺いたい。また、シビリアンコントロールの観点から外郭部分に限られても立法府が把握しておくべきものと思うがどうか。

【平成27年8月27日審査会】

（答弁）

武器使用に関する規定については、漏えいすると相手に裏をかかれる可能性もあるが、多くの隊員が把握しておかなければ的確な行動ができない。そのため、特定秘密のように、関与者を区切って、極めて厳格な秘密として保持しなければいけないというものにはなじまない。より軽いレベルの秘密として取り扱わざるを得ない。立法府に対して公開しているROEの定め方を書いた訓令はあるが、それ以上のものは大臣等とも相談して判断せざるを得ない。これまでは、事柄の性質上、公開は差し控えさせていただいている。

コー③ 防衛省（経理装備局¹⁶）

平成 27 年 8 月 27 日、防衛省（経理装備局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

特定秘密の概要

- 経理装備局は 49 件について指定している。
- 法別表第 1 号ロ、電波、画像等の情報として 1 件を指定しており、その内容としては、外国政府等から提供された情報が 1 件となっている。
- 法別表第 1 号チ、武器等の仕様等として 48 件を指定している。その内訳としては、誘導弾や航空機の性能に関する情報が 46 件、外国政府から提供された武器等の性能に関する情報が 2 件である。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

a 装備品の性能と特定秘密

誘導弾の性能に関わるものは指定されているが、例えば、戦車等他の装備品の性能を特定秘密として指定していない理由について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

（答弁）

特定秘密に該当する事項を指定した別表において、仕様、性能等が特定秘密の対象となる装備品として、指定されている。戦車と、潜水艦以外の艦艇の仕様、性能等については、特に秘匿を要するとまで認められず、防衛秘密に指定していなかったため、今回移行した特定秘密の対象にはなっていない。

¹⁶ 平成 27 年 10 月 1 日、防衛省の組織改編に伴い経理装備局は廃止された。

b 電子戦の意味

電子戦の意味を伺いたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

現在の防衛装備品において、レーダー、ミサイルで、ホーミング装置といったものが目標を捉えるのに電波を使用している。そういった電波機器に妨害を与え、その妨害を回避するといったことが行われている。こうした電波を使用した攻撃・防御のことを総じて、電子戦と称している。

c 防衛装備庁発足後の秘密保全に向けた防衛省の取組方針

防衛装備庁が発足し、防衛装備移転3原則の下での諸外国とのやり取りも増え、中には秘匿すべき情報も多々含まれてくると思うが、防衛省としてどのように取り組んでいくつもりか。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

我が国の防衛装備品の脆弱性を露呈することや、運用を類推させるようなものはないかどうか、我が国として今後非常に重要な防衛技術があつて、それを安易に海外に移転することにより、先んじて諸外国にそれを利用されることはないか等々の視点を持って、防衛省としての判断を行っていきたいと考えている。

(3) 内閣衛星情報センターにおける説明聴取及び質疑

※以下、派遣委員報告書に基づき記載した。

情報監視審査会は、平成 28 年 1 月 25 日の 1 日間、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため委員を東京都に派遣した。

派遣委員一行は、内閣衛星情報センターにおいて、下平所長から、内閣衛星情報センターの概要について、説明を聴取した。

次に、シールドルーム内において、加藤技術部長から、情報収集衛星の管制・開発業務について、説明を聴取するとともに、視察を行った。

次に、別のシールドルーム内において、礮分析部長から、分析業務に関する説明を聴取するとともに、内閣衛星情報センターが情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した特定秘密である成果物の提示を受け、説明を聴取し、質疑応答を行った。

その後、会議室において、内閣衛星情報センターが保有する特定秘密に関する質疑応答を行った。

以下、視察の概要について報告する。

ア 内閣衛星情報センターからの説明聴取（シールドルーム内の発言等については、その説明内容に特定秘密を含む機微な内容が含まれることから、内閣衛星情報センター側の要請によりメモを取らないこととした。）

(7) 情報収集衛星の概要

a 導入の経緯

平成 10 年 8 月の北朝鮮によるミサイル「テポドン」の発射を契機に、同年 12 月の閣議において、我が国の外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、情報収集衛星の導入を決定し、平成 16 年 4 月、情報収集衛星の本格運用を開始している。

情報収集衛星は、自主開発を基本とした開発が進められ、地球上の特定地点を 1 日 1 回以上撮像し得るシステムを構築するため、平成 25 年 4 月から衛星 4 機体制（光学衛星 2 機、レーダ衛星 2 機）が確立している。

b 運用状況

情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した成果物は、内閣衛星情報センターから適時適切に内閣総理大臣官邸及び利用省庁に配付され、各省庁において、情勢判断や政策判断等、所掌事務の遂行に活用されている。大規模災害等においては、作成した被害状況等の地図は速やかにホームページ等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて外務省を通じ、外国政府に対して地図を提供している。なお、昨年9月の台風第18号による大規模災害に際しては、衛星の能力が明らかにならないよう加工処理を施した衛星画像を関係省庁及び自治体等に提供するとともに国民に初めて画像情報を公開している。

c 情報収集衛星の開発・運用体制

情報収集衛星の運用については、内閣情報会議の下にある情報コミュニティ省庁の局長等からなる情報収集衛星運営委員会において、運営等に関する基本方針等を総合的に検討している。また、情報収集衛星の開発については、同じく、内閣情報会議の下にある情報コミュニティ省庁及び開発関係省庁からなる情報収集衛星推進委員会において、開発に関する基本方針等を総合的に検討している。

d 内閣衛星情報センターの組織体制

内閣衛星情報センターの職員数は、平成27年12月末現在、実員344人、定員219人となっている。また、情報収集衛星の予算は、近年では、概ね600億円となっている。

(イ) 内閣衛星情報センターの今後の取組

宇宙基本計画を踏まえ、データ中継衛星の導入による即時性の向上、最先端の商用衛星の凌駕を目指した研究開発の高度化、機数増を含む情報の量の拡大により、情報収集衛星の体制を継続的に強化することとしている。平成10年8月の北朝鮮によるミサイル「テポドン」の発射を契機に、同年12月の閣議において、我が国の外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、情報収集衛星の導入を決定し、平成16年4月、情報収集衛星の本格運用を開始している。

a データ中継衛星

データ中継システムは、静止軌道上の衛星（データ中継衛星）と地上局から構成され、情報収集衛星と地上局との間でデータ中継を行うシステムである。同システムの導入により、情報収集衛星との通信可能範囲が大幅に増大し、これに伴い、有事の際の即時性の向上及びデータ伝送能力の大容量化に対応することが可能となることとしている。

b 情報収集衛星の機数増

現状の4機体制では、撮像頻度の制約といった課題があること等から、撮像時間の多様化及び撮像頻度の向上のために「基幹衛星」4機（現行の4機体制に相当）に、関心対象の動的な監視のための「時間軸多様化衛星」4機及びデータ中継衛星2機を加え、合計10機の整備の計画について検討することとしている。

c 地理空間情報（GEOINT）の基盤整備

行動・活動に係る各種レベル（活動の現場を含む。）の意思決定を適切に支援するためには、各種情報を融合・処理した地理空間情報（GEOINT）を活用することが極めて重要であり、地理空間情報を含む画像分析等の基盤整備を行うこととしている。

(ウ) 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定

内閣衛星情報センターは、安全保障に関する機微な情報を扱う情報機関として、3種46件の特定秘密を含む情報の保全を徹底している。

イ 派遣委員の質疑

説明聴取の後、派遣委員から、主に以下の項目について質疑がなされた。

- (ア) 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定・取扱い等
- (イ) 我が国の情報収集衛星
- (ロ) 他国の情報収集衛星との比較、情報協力等
- (エ) 内閣衛星情報センターの今後の取組等

以上が、調査の概要である。

参考資料

1 国会法（抄）、衆議院規則（抄）、衆議院情報監視審査会規程、特定秘密の保護に関する法律（抄）

（1）国会法（昭和22年4月30日法律第79号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を

求めることができる。

〔審査〕

第 102 条の 17 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第 102 条の 18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 102 条の 19 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

第 102 条の 20 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、

各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則 (抄)

(国会法等の一部を改正する法律 (1 条)) (平成 26 年法律第 86 号)

(施行期日)

1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) の施行の日から施行する。ただし、第 3 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第56条の5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第234条の2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

第256条の2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）

（設置の趣旨）

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

（委員）

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第17条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第5条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

(会長)

第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第101条及び第102条の規定は、会長について準用する。

第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

(開会)

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

(情報監視審査室)

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(定足数)

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(表決)

第13条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査)

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発

言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

（特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲）

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

（委員の派遣）

第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（特定秘密の提出又は提示）

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

（勧告）

第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

（報告書の提出）

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

（会議の秩序保持）

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（休憩及び散会）

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

（懲罰事犯の報告等）

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第 26 条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。
(特定秘密の保管)

第 27 条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会(会長が衆議院議員であるものに限る。)に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

第 28 条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第 29 条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第 30 条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等)

第 31 条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

(事務局)

第 32 条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第 33 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第 34 条 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

(衆議院政治倫理審査会規程の一部改正)

2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第 10 条 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和 22 年法律第 79 号)第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第 2 号以下 省略〕

〔第 2 項以下 省略〕

(国会への報告等)

第 19 条 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 上川国務大臣の報告（平成 27 年 7 月 2 日、衆議院情報監視審査会）

特定秘密の保護に関する法律第 19 条に基づき、平成 27 年 6 月 22 日に国会に提出いたしました特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について御説明申し上げます。

特定秘密保護法では、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表することとされております。

法律の施行後初となる今回の報告では、平成 26 年 12 月 10 日から同月 31 日までを対象期間としております。

（特定秘密の指定の状況）

第一に、特定秘密の指定の状況です。

その 1 は、政府全体の指定の状況です。特定秘密保護法施行令により、特定秘密の指定を行う行政機関の長は 19 に限定されておりますが、対象期間中には、10 の行政機関の長が 382 件の特定秘密を指定しました。これを行政機関別に見ると、防衛省が 247 件と最も多く、次いで、内閣官房の 49 件、外務省の 35 件等となっています。

その 2 は、分野別の指定の状況です。法律では、別表に掲げる 4 つの分野に関する情報を特定秘密として指定することとしておりますが、指定された特定秘密を分野別に見ると、第 1 号の防衛関連が 247 件と最も多く、次いで、外交関連の 113 件、特定有害活動防止関連の 18 件、テロリズム防止関連の 4 件となっています。

その 3 は、情報の類型別の指定の状況です。指定された特定秘密を省庁横断的に類型別に見ると、暗号関連が 113 件と最も多く、次いで、情報収集衛星関連が 85 件、武器の仕様、性能等関連が 57 件等となっています。

その 4 は、特定秘密が記録された行政文書の件数です。対象期間末日時点で、政府全体で 18 万 9 千 193 件の行政文書を保有しており、これを行政機関別に見ると、防衛省が 6 万 173 件と最も多く、次いで、内閣官房 5 万 5 千 829 件、外務省 3 万 5 千 783 件等となっています。

（法律に関するその他の施行状況）

第二に、法律に関するその他の施行状況です。

対象期間中における、特定秘密の指定の有効期間の延長及び解除の件数、特定秘密が記録された行政文書ファイル等の移管及び廃棄の件数、運用基準に基づく通報の件数、適性評価の実施件数については、いずれもゼロ件でした。

(有識者からの意見)

第三に、有識者からの意見です。

平成27年5月18日開催の情報保全諮問会議において有識者から提示された意見を付しております。

有識者からは、次回報告を国民によりわかりやすいものとするために報告に加えるべき項目が示されました。

具体的には、各行政機関における特定秘密管理者の数及び名称、有効期間別の指定の状況、指定の解除条件の設定状況、適性評価を経て特定秘密の取り扱いの業務を行うことができる職員等の数になります。

また、報告書の記載ぶり等に関する御意見もいただきました。

具体的には、経年変化を示すためグラフ等を付すること、各行政機関が指定した特定秘密の説明について、記述を一層具体化するとともに、運用基準に示された指定対象事項の細目との対応関係を明示すること、警察庁と都道府県警察が保有する行政文書件数を区分して記載すること、内閣府独立公文書管理監の報告を添付することになります。

このうち、特定秘密管理者の数、有効期間別の指定の状況及び警察庁と都道府県警察が保有する行政文書件数の区分については、注釈という形で今回の報告に盛り込みました。その他の御意見についても、次回報告への反映について検討を進めてまいります。

以上が本報告の概要となりますが、政府といたしましては、今後とも、法律の適正な運用を積み重ねていく中で、常にその改善に努め、特定秘密の取り扱いの客観性と透明性の一層の向上を図ってまいります。

なお、本報告にあわせて、各行政機関の長により指定された特定秘密の概要を記載した特定秘密指定管理簿を取りまとめて提出しておりますが、情報監視審査会の調査または審査に資するよう、適切な報告または記録の提出にも努めてまいりたいと考えております。

3 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（平成27年6月22日閣議決定、国会報告）の概要

衆議院情報監視審査会事務局作成

(1) 報告の趣旨及び対象期間

- ア 特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者¹の意見を付して国会に報告するもの
- イ 対象期間：平成26年12月10日から同月31日までの間

(2) 特定秘密の指定等の状況

- ア 指定の要件と指定権限のある行政機関
 - (ア) 指定の要件として、「行政機関」の長は以下の3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている（特定秘密保護法第3条第1項）。
 - ① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。
 - ② 公になっていない。
 - ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。
 - (イ) (ア)を受けて、①の特定秘密保護法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を「運用基準²」に定めている。
 - (ウ) (ア)でいう特定秘密保護法に基づく行政機関は62機関ある（平成26年末現在）が、特定秘密保護法施行令により、特定秘密の指定権限を有する行政機関は19機関³に限定されている（対象期間中は機関の増減なし）。
- イ 政府全体の指定の状況
特定秘密の指定権限を有する19の行政機関のうち、対象期間中に特定秘密を指定したのは10機関であり、指定された特定秘密の件数は、政府全体で計382件であった。（各行政機関別の内訳は別紙のとおり）
- ウ 事項別の指定の状況
特定秘密保護法別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲

¹ 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」（座長：渡辺恒雄読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆）が開催されている。

² 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）

³ 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省

げた第3号、テロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号がある。対象期間中に指定された特定秘密について、第1号が247件、第2号が113件、第3号が18件、第4号が4件であった。

エ 情報の類型別の指定の状況

対象期間中に指定された特定秘密について、類型別では、暗号に関連する情報（113件）、情報収集衛星に関連する情報（85件）、武器等の仕様、性能等に関連する情報（57件）が多く指定されている。

オ 特定秘密が記録された行政文書の状況

特定秘密が記録された行政文書の保有件数⁴は、政府全体で13機関、189,193件（平成26年12月31日現在）であった。多い順に防衛省（60,173件）、内閣官房（55,829件）、外務省（35,783件）、警察庁（17,874件）、公安調査庁（9,297件）、海上保安庁（9,174件）であった。

カ その他

以下については、いずれも報告対象となる事実がなかった。

- ・ 特定秘密の指定の有効期間の延長及び解除の状況
- ・ 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況
- ・ 運用基準に基づく通報の状況
- ・ 適性評価の実施の状況

（3）情報保全諮問会議の委員の意見

ア 次回報告については、特定秘密保護法の運用状況について、より具体的に示し、可能な限り国民に分かりやすい形で報告・公表していくため、少なくとも以下の項目を報告事項に加えるべきである。

- ① 特定秘密管理者⁵の数、特定秘密の業務を行う部署名
- ② 有効期間別の指定の状況⁶
- ③ 運用基準Ⅱ3(4)に規定する指定を解除すべき条件の設定状況
- ④ 特定秘密保護法の経過措置終了後、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる各行政機関の職員の数及び適合事業者の従業者の数

イ 次回報告については、各行政機関の指定の状況に係る記述を一層具体化することに努めるべきである。

ウ 次回報告については、警察庁と都道府県警察が保有する特定秘密が記録された行政文書の件数を区分して記載すべきである⁷。

⁴ 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがあるため、取りまとめた各行政機関ごとの文書件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。その件数も、取りまとめた文書件数に含まれる。

⁵ 各行政機関における特定秘密の保護に関する業務を管理する者として局長級の職員から指名。

⁶ 5年の有効期間が設定されたものが381件、2年の有効期間が設定されたものが1件であった。

エ 次回報告については、内閣府独立公文書管理監が総理に報告し、公表する活動状況に係る報告を添付すべきである。

平成 26 年中の各行政機関の特定秘密指定件数

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔()は件数〕
国家安全保障会議	1	第 2 号 (外交)	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報(1)
内閣官房	49	第 2 号 (外交)	①国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報(1) ②領域保全の措置及び方針に関する情報(2) ③内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(12) ④情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報(7) ⑤情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報(23) ⑥内閣情報調査室と外国政府との情報協力業務に関する情報(2) ⑦内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報(2)
警察庁	18	第 3 号 (特定有害活動防止) 第 4 号 (テロリズム防止)	①特殊部隊等の戦術及び運用に関する情報(1) ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(11) ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(1) ④テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報(2) ⑤外国政府との情報協力業務に関する情報(1) ⑥人的情報の収集に関する情報(1) ⑦海外との連絡に用いる暗号に関する情報(1)
総務省	2	第 2 号 (外交)	○在日米軍が使用する周波数に関する情報(2)
法務省	1	第 2 号 (外交)	○領域保全の措置及び方針に関する情報(1)

⁷ 警察庁の保有行政文書 17,874 件のうち、警察庁と都道府県警察とが重複して保有する行政文書は 66 件、警察庁のみが保有する行政文書は 17,782 件、都道府県警察のみが保有する行政文書は 26 件であった。

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔()は件数〕
公安調査庁	10	第2号 (外交) 第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	<ul style="list-style-type: none"> ①外国政府との情報協力業務に関する情報(2) ②人的情報の収集に関する情報(1) ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(1) ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(5) ⑤内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務に関する情報(1)
外務省	35	第2号 (外交)	<ul style="list-style-type: none"> ①外国の政府等から国際情報統括官組織に対し特定秘密に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報(1) ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(11) ③内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務に関する情報(8) ④公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報(4) ⑤北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報(1) ⑥拉致問題に関する情報(1) ⑦日韓E E Z交渉の方針及び結果に関する情報(1) ⑧竹島問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1) ⑨東シナ海資源開発に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1) ⑩東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報(1) ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報(1) ⑫日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報(1) ⑬北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1) ⑭大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報(1) ⑮周辺有事に関する外国政府との協議内容に関する情報(1)
経済産業省	4	第2号 (外交)	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(4)

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔()は件数〕
海上保安庁	15	第2号 (外交)	①内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務に関する情報(3) ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(11) ③外国政府との情報協力業務に関する情報(1)
防衛省	247 (※)	第1号 (防衛)	①内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(1) ②自衛隊の運用計画等に関する情報(55) ③電波情報、画像情報等に関する情報(33) ④防衛力の整備計画等に関する情報(15) ⑤防衛の用に供する通信網の構成に関する情報(1) ⑥防衛の用に供する暗号に関する情報(85) ⑦武器等の仕様、性能等に関する情報(57)
合計	382		

※ 特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されており、本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。247件のうち、この経過措置が適用されたもの（旧防衛秘密）は246件であり、新たに指定があったものは1件であった。

4 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

(平成 27 年 12 月 17 日、内閣府独立公文書管理監)

1 本報告について

- ・ 特定秘密の運用基準に基づき、特定秘密の指定等の適正を確保するため独立公文書管理監等がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告し、公表するもの。
- ・ 報告対象活動期間は、平成 26 年 12 月 10 日から平成 27 年 11 月 30 日まで。

2 独立公文書管理監の任務・権限

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか検証・監察する。その際、必要に応じ、特定秘密である情報を含む資料の提出や説明を求め、又は実地調査する。

3 検証・監察事項

4 検証・監察の結果等

- 対象機関：平成 26 年末までに特定秘密を指定した 10 の行政機関
- 報告対象活動期間中の検証・監察事項
 - ・ 特定秘密の指定が適正に行われているか。
 - ・ 特定秘密を記録する文書等の内容が指定と整合しているか、また、特定秘密の表示が適正に行われているか。
- 特定秘密の指定について
 - ・ 平成 26 年末までに指定された特定秘密につき、各行政機関から、特定秘密指定管理簿や特定秘密指定書の提出を受け、納得がいくまで説明を聴取した。
 - ・ その結果、全ての指定について、特定秘密保護法等に従って適正に行われているものと認められた。
 - ・ 該当する事項の細目が対象情報の記述と整合していないもの（外務省 2 件、海上保安庁 1 件）については、不適正ではないものの、特定秘密指定書の修正が望ましい旨指摘した。
- 特定秘密を記録する文書等について
 - ・ 各指定について典型的な情報を記録した文書を、できる限り複数提供するよう求め、その内容と特定秘密の表示を確認した。
 - ・ 報告対象活動期間中に検証・監察した文書等について、不整合はなく、表示も特定秘密保護法等に従って適正に行われていた。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：119 回
 - ・ 特定秘密を記録する文書等の確認件数：165 件

(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ 234 件)

5 通報への対応

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

6 今後の展望

独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

5 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10. 15	第 185 回国会 (臨時会) 召集 (会期 55 日間 12. 8 まで)
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案 (内閣提出) 提出
11. 26	特定秘密の保護に関する法律案 衆議院本会議にて採決 (修正議決)
12. 6	特定秘密の保護に関する法律案 参議院本会議にて採決 (可決・成立)
12. 13	特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 公布
平成 26 (2014)	
1. 24	第 186 回国会 (常会) 召集 (会期 150 日間 6. 22 まで)
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案 (自民・公明) 提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案 (いずれも自民・公明) 提出
6. 13	国会法等の一部を改正する法律案 衆議院本会議にて採決 (可決) 衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案 衆議院本会議にて採決 (修正議決)
6. 20	国会法等の一部を改正する法律案 参議院本会議にて採決 (可決・成立)
9. 29	第 187 回国会 (臨時会) 召集 (会期 54 日間 11. 21 解散)
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条 (取扱者の制限) は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行
12. 24	衆議院情報監視審査会規程施行 第 188 回国会 (特別会) 召集 (会期 3 日間 12. 26 まで)
平成 27 (2015)	
1. 26	第 189 回国会 (常会) 召集 (会期 245 日間 9. 27 まで)
2. 26	衆議院本会議にて情報監視審査会委員の選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出

5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明
6. 18	○情報監視審査会【第2回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定
6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 19	○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28（2016）	
1. 4	第190回国会（常会）召集（会期150日間 6. 1まで） 衆議院本会議にて後藤祐一君（民維ク）委員選任、宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣府独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）

6 会長一覧、委員一覧

(1) 会長一覧

会長名	就任日	退任日
額賀 福志郎 君 (自民)	平成 27 年 3 月 30 日	—————

(2) 委員一覧 (会長は、名前の左に○印)

期間	委員名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 松本 剛明君 (民主) 井出 庸生君 (維新) 漆原 良夫君 (公明) ※平成 27 年 11 月 10 日松本剛明君 (民主) 委員辞任 ※平成 27 年 12 月 18 日井出庸生君会派異動 (維新→民維ク)
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 後藤 祐一君 (民維ク) 井出 庸生君 (民維ク) 漆原 良夫君 (公明) ※平成 28 年 1 月 4 日後藤祐一君 (民維ク) 委員選任